



改定 葉山町緑の基本計画

令和8年3月



はじめに

平成8年3月に策定した「緑の基本計画」は、国や県の緑施策の進展の中で平成28年3月に改定しました。前計画の計画期間の間、市街地内の宅地開発等があったものの、根幹となる緑地は大きく変わることなく、一定の保全が図られたものと考えます。

また、令和7年3月には、今後の町の将来像を定める第五次総合計画基本構想を策定しました。その後、令和7年12月には葉山町都市計画マスタープランが改定されるなど、関連する個別計画等の策定・改定が行われています。

特に第五次総合計画基本構想策定時に実施した町民アンケート調査においては、町の魅力として「良好な自然環境」が挙げられるとともに、今後も住み続けたい町になるために重要だと思うことに「自然環境の保全」が多数挙げられました。

前計画の期間中には、地球温暖化の深刻化によって、世界中で様々な異常気象が観測され、猛暑や干ばつ、台風の巨大化等による甚大な被害が発生し、人々の災害への意識が高まっており、災害防止の観点からも自然環境の保全が重要視されています。

このような状況の中、計画期間満了を迎え、今後予測される人口減少社会への突入などの社会情勢の変化に対応したまちづくりと、現在まで町民の緑に対する高い意識と協力により保全されてきた葉山らしい良好な住環境を形成する自然環境の保全を進めるべく、町は緑の基本計画を改定します。

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 緑の基本計画とは	01
2. 計画改定の視点	01
3. 計画の位置付け	01
4. 計画の期間	02
5. 計画の対象とする緑	02
6. 緑の果たす役割	04

第2章 葉山町の現状と課題

1. 葉山町の緑の現状	05
2. これまでの取組み	10
3. 課題	14

第3章 基本構想

1. 基本理念	15
2. 緑の将来像	16
3. 基本方針	18

第4章 推進施策

1. 基本方針からの施策展開	19
2. 具体的な施策内容	20

第5章 緑地の配置及びエリア別計画

1. 総合的な緑地配置の考え方	31
2. エリア別緑地配置の考え方	32
3. エリア別方針	34

第6章 推進体制・進行管理

1. 推進体制	50
2. 進行管理	51

用語の解説	52
-------------	----

第1章 計画の基本的事項

1. 緑の基本計画とは

「葉山町緑の基本計画」(以下「本計画」という。)は、都市緑地法*第4条に基づき、町が策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであります。

公園の整備や特別緑地保全地区*の設定など都市計画制度に基づく施策と、住民参加による緑化活動など都市計画制度によらない施策や取組みを体系的に整理した緑とオープンスペース*に関する総合的な計画です。

都市緑地法 第4条第1項

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

2. 計画改定の視点

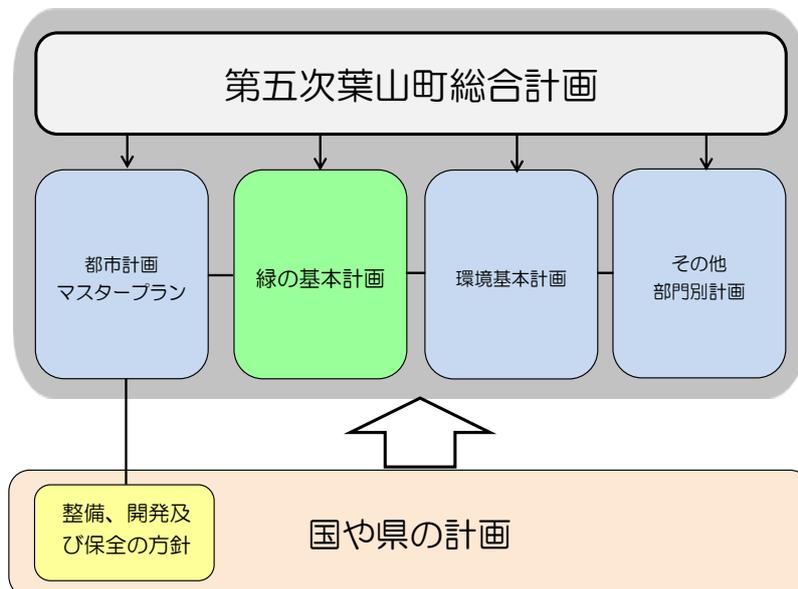
第五次葉山町総合計画(以下「総合計画」という。)基本構想では、葉山の豊かで緑あふれる自然を未来へと守りつないでいくこととあわせて「持続可能な開発目標(SDGs*)」を踏まえつつ、町民一人ひとりが社会の一員として生活できることを目指しています。

前計画における計画期間においては、本町の緑の根幹をなす緑地は現状を維持していることから、基本的には前計画に引続き維持保全に努めるとともに、多発する異常気象による災害など重大な環境問題が発生している現状を踏まえ、より災害防止の視点を加え、適切な維持保全がされるよう改定を行うこととしました。

3. 計画の位置付け

本計画は、葉山町の策定する計画の中で最上位計画である「第五次葉山町総合計画」を支える個別計画であると同時に、「葉山町環境基本計画」*や「葉山町都市計画マスタープラン」を支える緑とオープンスペースに関する分野別計画です。また、国や県による広域的な緑施策に対応した町の計画でもあります。

なお、「かながわ生物多様性計画 2024-2030」*や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」*との整合を図るとともに、その他、本町の関連計画との連携を図るものとします。



4. 計画の期間

最上位計画である総合計画は、基本構想の計画期間を令和7（2025）年度から令和22（2040）年度までの16年間としています。本計画に大きな関連がある都市計画マスタープランは、総合計画との整合を図りつつ、令和7年12月に改定したことから、総合計画及び都市計画マスタープランの計画年度と連動し、令和22（2040）年度までを計画期間とします。ただし、計画期間が長期にわたるため、社会環境の著しい変化などの外的な要因、今後の関連計画による方針の決定、各施策の進行状況などを考慮して、必要に応じて見直し・修正を行います。

令和 (年度)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
総合計画	基本構想 16年間（令和7年3月策定）															
	基本計画 4年間				基本計画 4年間				基本計画 4年間				基本計画 4年間			
都市計画 マスタープラン	15年間（令和7年12月改定）															
緑の 基本計画	15年間（令和8年3月改定）															

●第五次葉山町総合計画

葉山町が策定する計画の中で最上位のものであり、町の将来像を示したまちづくりの指針として、葉山町が目指すまちづくりの大きな方向性やそれを実現するための施策などを定めた計画。

●都市計画マスタープラン

町における土地利用の基本的事項を示すもので、都市づくりの理念・目標を掲げ都市づくりの方針（全体構想）、地域づくりの方針（地域別構想）など町全体のランドデザインに関する計画。

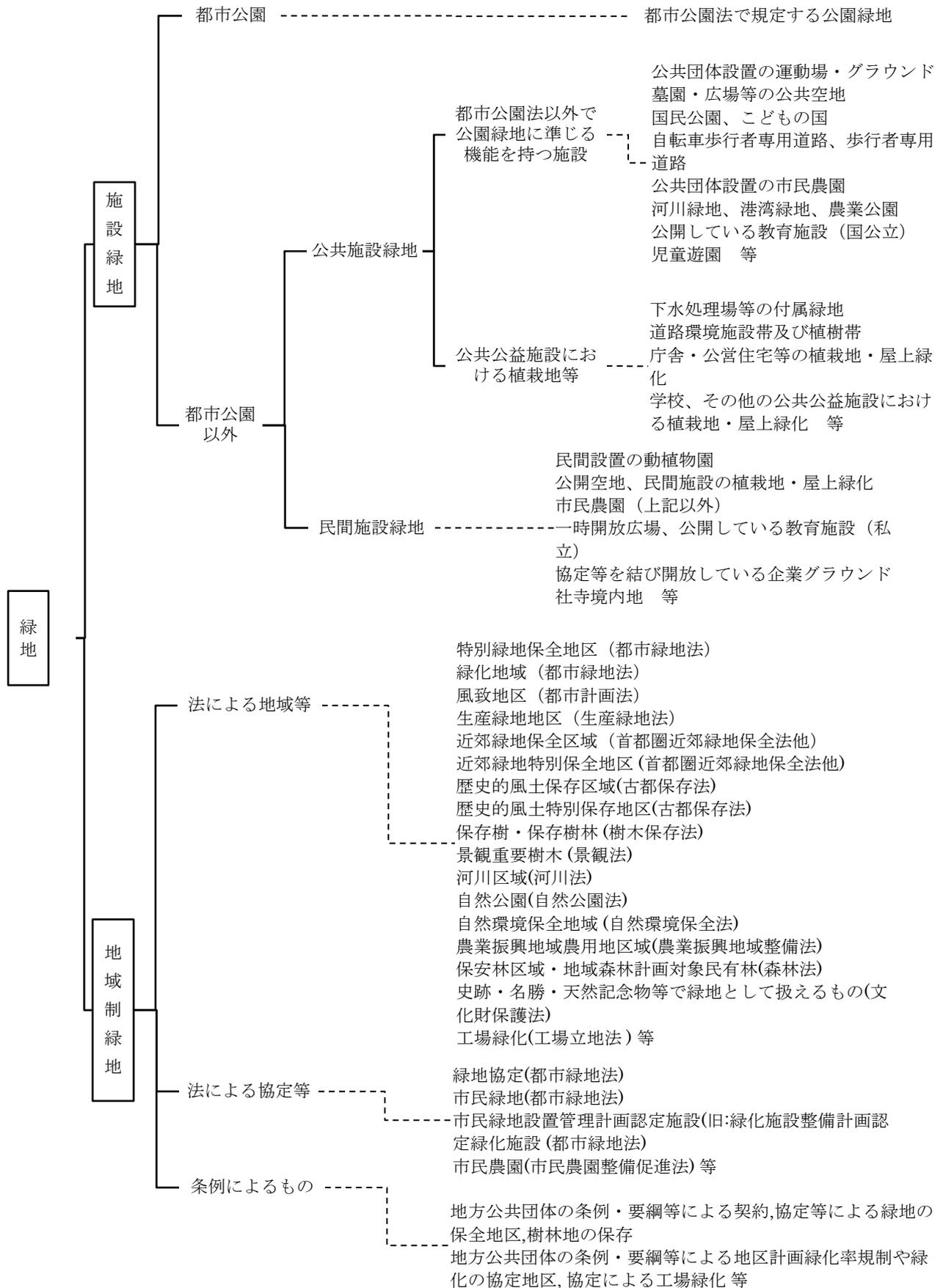
5. 計画の対象とする緑

本計画で対象とする「緑」は、「緑地」*とし、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの（都市緑地法第3条）」とします。

緑地は、緑を保全するために法律や条例等によって、土地利用や開発等が規制された特定のエリアを示す「地域制緑地」*と、公園や公共施設における緑など、国や地方公共団体等が所有権を持ち、広く公の利用に供されている緑やオープンスペースを指す「施設緑地」*の二つに分類されます。

なお、本計画では「緑」について、樹木や草など植物に覆われた土地又は植物（特に樹木）そのものを指す狭義の意味と、これにグラウンドや裸地、水面など、建物や交通施設などに覆われていない空地を含める広義の意味を文脈に応じて使い分けるなど、都市緑地法に定められた「緑地」よりも広い概念で捉えるものとします。

【緑地の体系図】



6. 緑の果たす役割

緑は、私たちが健康で快適な生活を営む上で、欠くことのできない重要な存在です。また、緑は私たちにとって様々な役割を果たしてくれています。

(1) 地球温暖化の防止など環境保全に果たす役割

近年、人間の経済活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの増加や森林の伐採等による地球温暖化が全世界的な問題となっています。緑は二酸化炭素吸収する働きがあることから、地球温暖化防止のための重要な役割を果たしています。

また、地下水を涵養することやヒートアイランド現象の緩和など、環境保全に対して重要な役割を果たしています。

(2) ふれあいやレクリエーションの場としての役割

都市に残る緑は、四季の変化を楽しむことのできるレクリエーション空間を提供し、人々の健康を維持・増進させてくれるとともに、自然観察や環境学習の場としても積極的に利用されています。

(3) 都市防災に果たす役割

公園等のオープンスペースは、災害時の避難場所となるほか、災害復旧・復興の拠点としても機能します。また、街路樹や公園、住宅地の庭木などの市街地の緑は、大火の延焼を遮断し、人々を火災の熱から守る避難路、爆発等の緩衝壁となり、防災上重要な役割を果たします。

(4) 良好な都市景観の形成に果たす役割

季節感あふれる都市景観は、人々に潤いと安らぎを与え、日常生活を営む上でアクセントになります。遠景に望む山々や市街地の背景となる丘陵の斜面樹林などは、緑豊かな都市景観を構成する上で骨格的な役割を果たすほか、街路樹や市街地の緑は、コンクリート等の人工物で覆われた都市景観をやわらげ潤いのある美しい街並みを形成するとともに、鎮守の森や屋敷林などは地域のシンボルとして、地域の個性やふるさとの風景を形成しています。こうした様々な緑は、良好な都市景観を構成する上で重要な役割を果たしています。

(5) 生物多様性を育む役割

緑は、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たします。特に、二子山周辺では、里地・里山生態系が形成されており、トウキョウサンショウウオなど希少な生物が生息しています。



第2章 葉山町の現状と課題

1. 葉山町の緑の現状

(1) 緑被

公益財団法人地球環境戦略研究機関によって、グローバル土地被覆データ「WorldCover 2021」を用いた解析と、衛星画像と航空写真を組み合わせた解析を実施した結果、2021年時点の町全体の緑被総数は1,072ha～1,243haで、緑被率は62.9%～72.9%となりました。

前計画74%との差は、解析手法の違いに起因するもので、緑被の減少を示すものではないため、2000年から2022年にかけて、大規模な森林減少は認められませんでした。

一方、緑被の状況は、宅地開発により市街地内においては一部の緑が減少している箇所が見られますが、敷地内緑化の指導により、全体的には大きく減少している箇所はないと考えます。

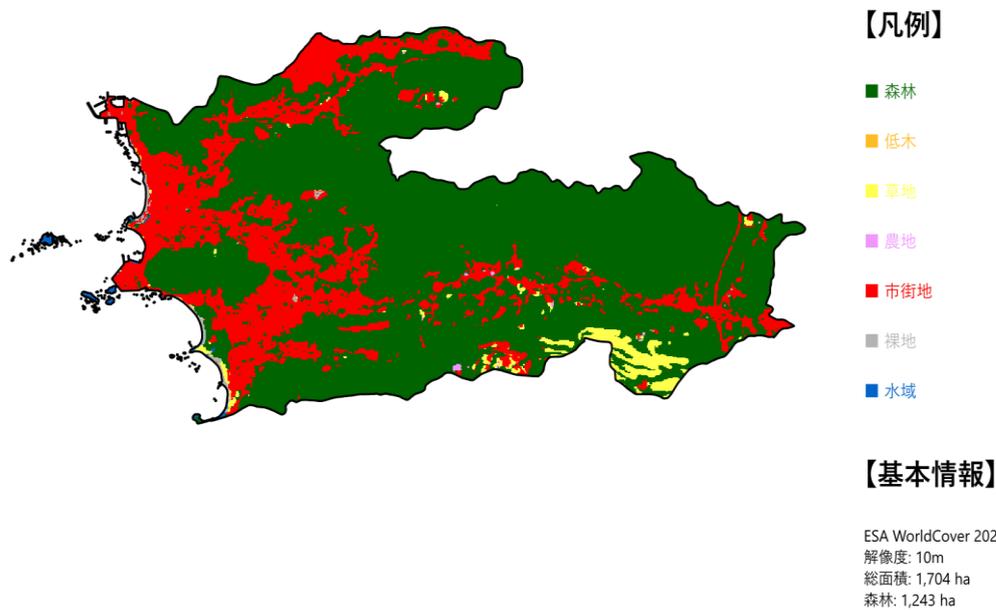


図 WorldCover 2021 クラス別表示

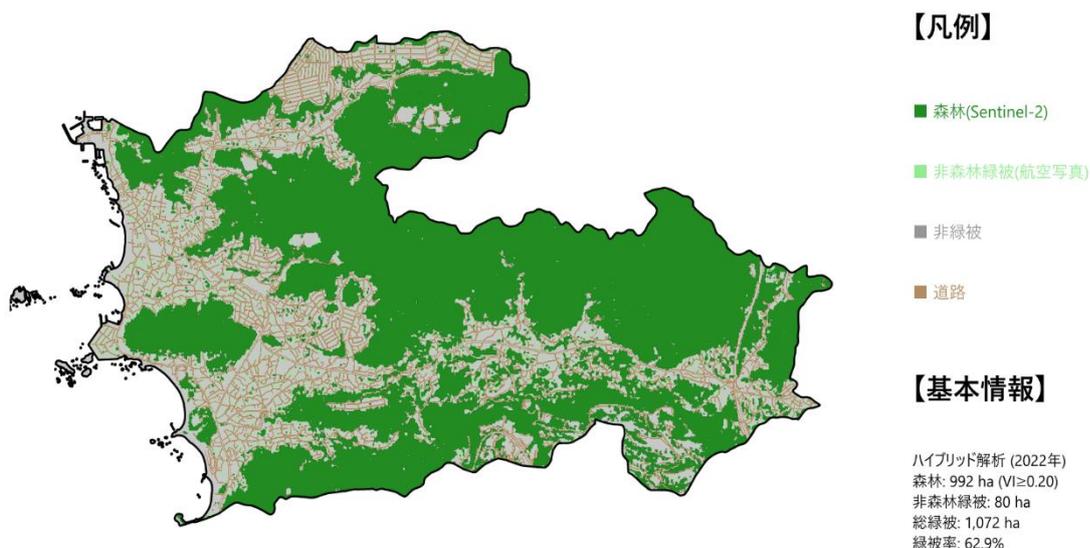


図 衛星画像と航空写真ハイブリッドアプローチによる緑被分布（2022年）

出典) (仮)「緑被の現況」 公益財団法人地球環境戦略研究機関

(2) 植生

●丘陵斜面地

大半は落葉広葉樹*二次林*やスギ・ヒノキ植生林に覆われ、これらの森林は、大楠山から続く三浦半島の緑の軸線を形成しています。



森戸川・大沢谷川流域丘陵斜面地

●森戸川・大沢谷川流域丘陵斜面地

スギ・ヒノキ植生林や落葉広葉樹二次林、ケヤキ自然林等が見られます。

●下山川流域

下山川の両岸に広がる丘陵地では、水田を中心に、コナラ等の落葉広葉樹の二次林や植生*・竹林等が斜面を覆い、里山の面影を残した植生域となっています。



下山川流域

●はやま三ヶ岡山緑地等

町西部の五ツ合から仙元山、滝ノ上に至る丘陵地、三ヶ岡山緑地、一色台等の丘陵斜面地では、シイ・タブ自然林や同二次林が多く見られ、自然性の高い植生域となっています。

●海岸

海岸は概ね砂浜や岩礁等の自然海岸で構成されています。森戸海岸や一色海岸などでは植生は見られませんが、長者ヶ崎周辺には海蝕崖（波などによって侵食された崖）や海岸砂丘などに見られる多様な植生が残されています。



長者ヶ崎地区

●市街地

市街地内は、寺社等の緑が点在しているほか、低層住宅を中心とした市街地は、風致地区*、近郊緑地保全地区等の指定により、宅地内の緑は一定量確保されているといえます。



市街地

○葉山町の主な植生

○ヤブコウ・スダジイ群集(森戸川)

尾根筋の比較的乾燥したところに見られます。スダジイやアカガシが多くヤブラン、ヤブコウジ等を伴います。



○イノデ・タブノキ群集(五ツ合)

比較的湿った土壤に見られます。タブノキやシロダモが多くキチジョウソウ、イノデ等を伴います。



○イロハモミジ・ケヤキ群集(森戸川)

谷部の急斜面で不安定な斜面などに見られるムクノキ、イロハモミジを伴うケヤキ林です。



○オニシバリ・コナラ群集(寺前)

昔、薪や炭を採っていたコナラの雑木林で、今ではスダジイ林の構成種が増えています。



○海蝕崖のボタンボウフウ群(長者ヶ崎)

海蝕崖の自然草原で、ハチジョウススキやボタンボウフウなどが多く、イソギク、ワダン、ハマボッス等貴重な植物が見られます。



○水田雑草群落(猪俣川)

耕作中の水田に見られる草本群落で、コナギやアゼトウガラシ等、他では見られない草花が生育しています。



○葉山町でみられる植物たち



ギンレイカ(森戸川)



ミヤマウズラ(星山)



カントウアオイ(寺前)



イソギク(長者ヶ崎)



ハマカンゾウ(五ツ合)



サイハイラン(星山)

(3) 広域的な緑

●三浦半島国営公園構想

「三浦半島公園圏構想（H18.3）」は、美しい「みどり」と「うみ」に囲まれた三浦半島全体を「公園」のような空間として捉えた上で、三浦半島の貴重な「みどり」と「うみ」の保全・利活用を図るとともに、地域住民の快適な生活や三浦半島の活性化を図ることを目的とする構想です。本構想の対象範囲は、その地勢と歴史的経緯、核となる樹林地の分布等をふまえ、葉山町のほか、横浜市金沢区・栄区、鎌倉市、逗子市、横須賀市、三浦市の4市1町2区とされています。

この中で、葉山町と逗子市に跨る樹林地である「二子山地区」が国営公園*連携地区として位置付けられています。



二子山地区（森戸川上流域）

三浦半島公園圏構想緑の拠点地区

出典) 三浦半島国営公園設置期成同盟会 HP より

(4) 外来生物

葉山町には特定外来生物*に指定されているアライグマ、台湾リスのほか外来生物であるハクビシンが生息しており、生活被害、農業被害、生態系被害が発生しています。

また、4月から7月にかけて特定外来生物に指定されているオオキンケイギクや外来生物であるナガミヒナゲシが繁殖し、繁殖力の強さから周囲の生態系に影響を与えています。



台湾リスと食害にあったユズ



オオキンケイギク（左）とナガミヒナゲシ（右）

2. これまでの取組み

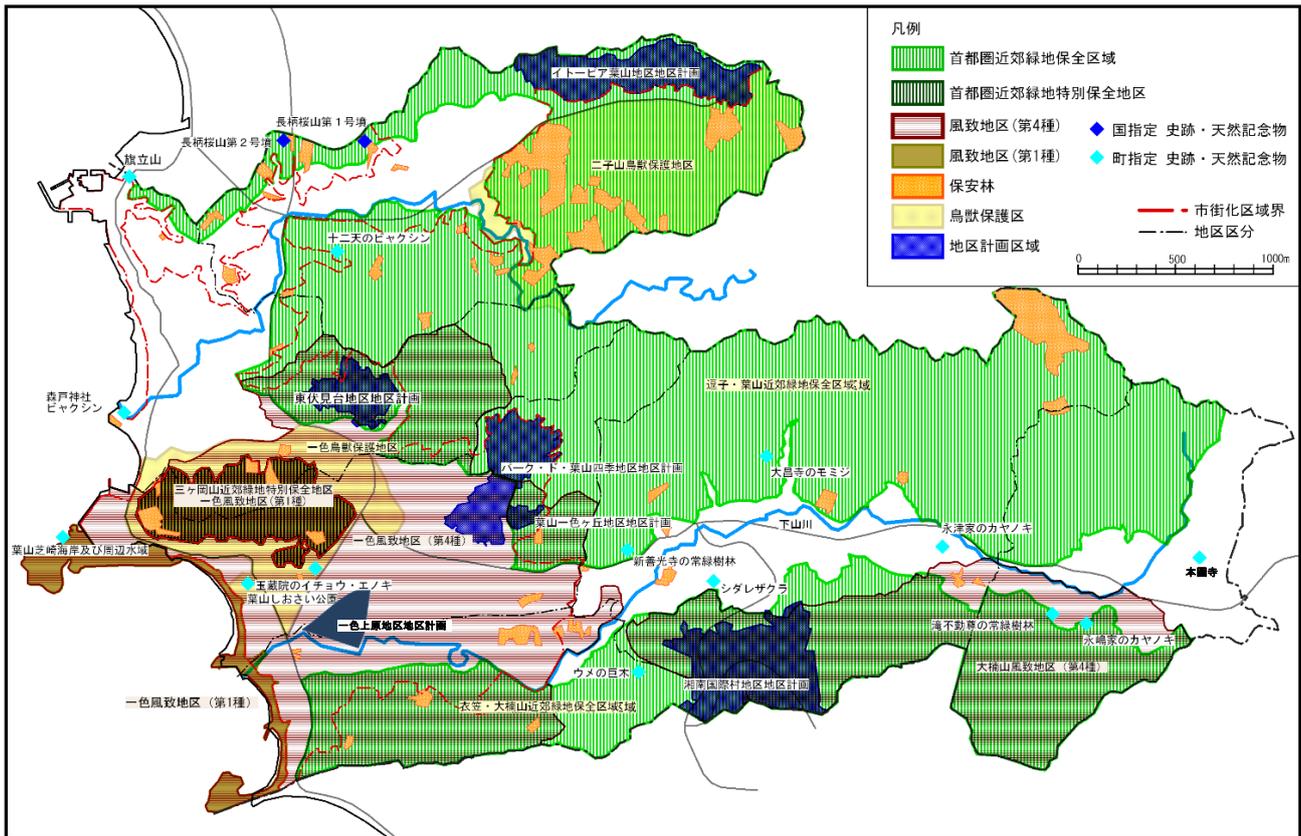
本町は、市街地を取り巻く丘陵地の遠景の緑と、低層住宅を中心とした緑豊かな住環境が調和し、葉山らしい良好な住環境が形成されています。このことは、低層住宅を中心とし、敷地に対する建物の割合に余裕を持たせた都市計画と、近郊緑地保全区域や風致地区といった地域制緑地が市街地の多くに指定されている本町の特徴によって、長い年月をかけ、維持・形成されてきたものです。

(1) 地域制緑地

■指定状況

- 本町では首都圏の良好な緑を保全するため、首都圏近郊緑地保全法による、近郊緑地保全区域*1,078ha（衣笠・大楠山近郊緑地保全区域：272.5ha、逗子・葉山近郊緑地保全区域：805.5ha）が全国に先駆けて定められています。また、そのうち近郊緑地特別保全地区*が33.2ha（三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区）定められています。
- 風致地区*は市街地の南側半分と大楠山へ至る丘陵地の2箇所、合わせて406.5ha指定しています。第1種風致地区は三ヶ岡山と芝崎海岸より南側の一色海岸、長者ヶ崎海岸に58.2ha指定しています。なお、三ヶ岡山は近郊緑地特別保全地区と風致地区に二重に指定され、手厚く保全されています。
- 本町では、緑豊かなまちづくりを進めていくために「葉山町緑地保全契約」*により所有者の同意を得て緑地保全のために奨励金を交付しており、令和7年度末現在の契約面積は4.0haとなっています。また、「ふるさと葉山みどり基金」*制度により、緑地保全を推進しています。

【地域制緑地現況図】



※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

令和8年3月

	箇所数	面積(ha)	備考
近郊緑地保全区域	2	1,078	衣笠・大楠山近郊緑地保全区域 逗子・葉山近郊緑地保全区域
近郊緑地特別保全地区	1	33.2	三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区
風致地区	2	406.5	大楠山風致地区、一色風致地区
保安林 *	—	68	—
鳥獣保護区 *	2	415	二子山鳥獣保護区、一色鳥獣保護区
史跡・天然記念物	15	—	
地区計画地区 *	6	102.4	
町緑地保全契約地区	71	4.0	

●近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として首都圏近郊緑地保全法により指定されるものです。

また、近郊緑地保全区域内で特に良好な自然環境を有する地区については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができます。

●近郊緑地特別保全地区

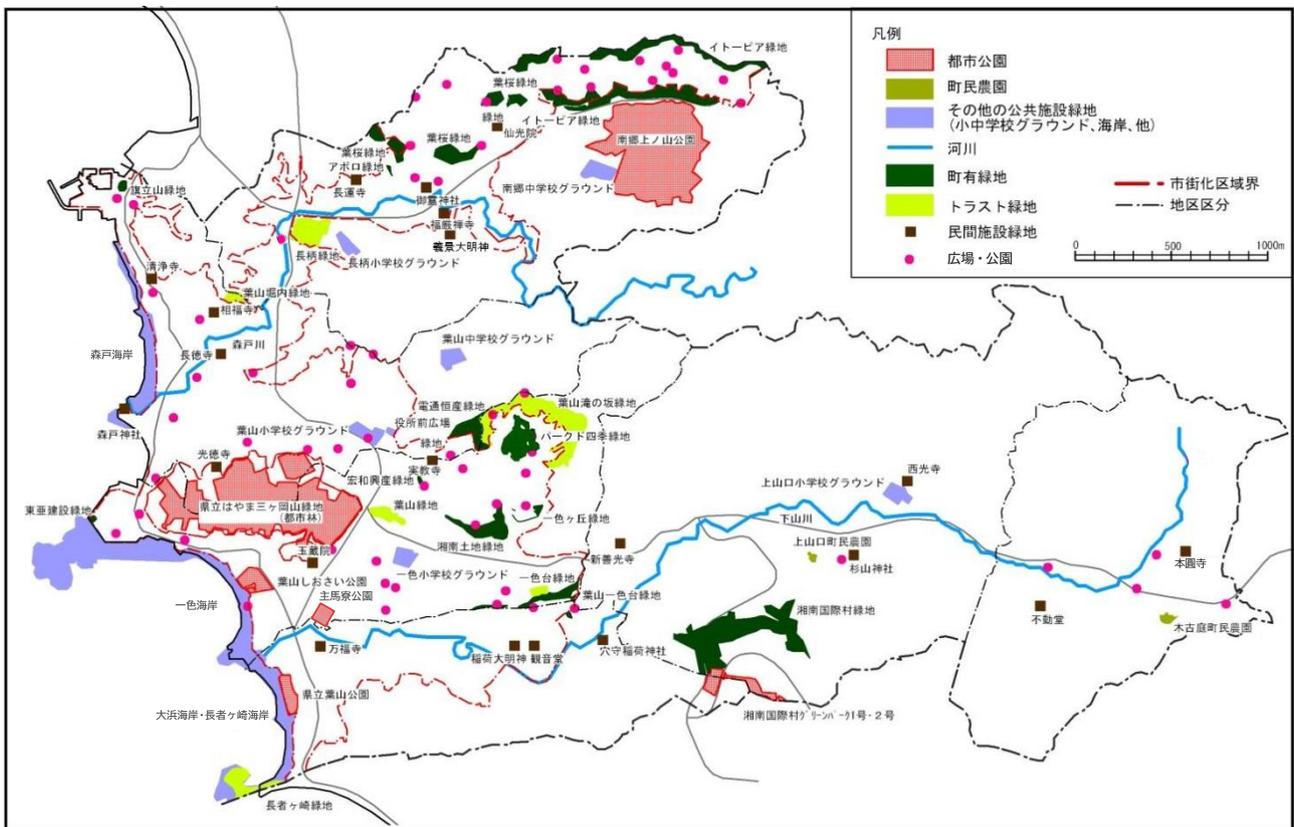
特別保全地区に指定された地区においては、原則として樹林に影響を与える行為は禁止となることから、永続的に保全することが可能となります。

(2) 施設緑地

■整備状況

- 本町の都市公園*の整備面積は 64.3ha で一人当たりの公園面積は約 20.8 m²/人（令和6年4月1日現在）となっています。一方、神奈川県の一人名当たりの公園面積は約 8.0 m²/人、全国平均は約 10.9 m²/人であることから、本町は突出して高い水準にあるといえます。
- 主な公園としては三ヶ岡山（県立はやま三ヶ岡山緑地）、県立葉山公園等が、町を代表する景勝地、眺望地点に立地しているほか、運動施設と憩いの場を備える南郷上ノ山公園があります。
- 市街地では、住宅団地の開発等により町へ移管されたものを含め、市街地の広場・公園が 63 箇所あり、都市公園を補完している状況です。
- 神奈川県に町内6箇所の緑地が寄贈され、トラスト緑地として葉山の景勝地の緑と景観の保全に寄与しています。

【施設緑地現況図】



令和8年3月

	箇所数	面積(ha)	備考
都市公園	7	64.3	
広場・公園	63	6.7	
その他の公共施設緑地	13	-	学校、役場、海岸、河川、町民農園
町有緑地	14	37.6	
トラスト緑地	6	9.6	葉山緑地、葉山滝の坂緑地、長柄緑地、葉山堀内緑地、長者ヶ崎緑地、一色台緑地

トラスト緑地



町内のトラスト緑地（長者ヶ崎緑地）

イギリスで始まり発展した運動をモデルに、神奈川県が設置する「かながわトラストみどり基金」と運動体となる「かながわトラストみどり財団」が連携して、都市化の著しい県内の身近なみどりを守り、育てる運動として昭和61年に「かながわナショナル・トラスト運動」をスタートしました。現在、県内では860haを超えるトラスト緑地がトラスト運動により保全されており、うち、葉山町には6箇所、9.6haがトラスト緑地として保全されています。

(3) 緑化の推進・その他

■取組み状況

- 緑豊かで良好な住環境づくりと防災を目的に「いけがき設置等助成制度」*を設け、民有地の緑化を進めています。
- 線虫を原因としてマツが赤褐色になり枯れる被害を拡大させないために「枯れ松防除補助制度」*により伐倒費用の一部を補助するほか、樹幹注入による被害予防に対する補助を行っています。
- 良好な住環境の形成や潤いのあるまちづくりを推進するため、葉山町まちづくり条例*（平成14年葉山町条例第17号）により、既存樹木の保全や一定基準の緑地又は植栽地の確保を図っています。
- 生態系の保全を目的に、本来日本には生息していないアライグマ、タイワンリス等の外来生物の計画的な捕獲を実施し、タヌキ等の在来生物の保護を実施しています。

3. 課題

本町の自然環境の現状から、課題として主に以下の点が挙げられます。

(1) 緑の保全に関する課題

- 町有緑地やトラスト緑地の樹木の過熟化が進み、特に斜面地の風倒木や表土の薄さと相まった斜面樹林地の崩落などの影響が現れており、適切な維持管理や土砂災害対策等を講じる必要があります。
- 高齢化等、社会情勢の変化やニーズに対応する広場・公園の機能のあり方を検討する必要があります。
- 市街化区域内*に存する自然地の都市的土地利用への転換や市街地内の住宅更新により既存樹木の消失等も危惧され、葉山らしい緑豊かな住環境を将来にわたり維持・創造することが課題となっています。
- 緑地保全団体の高齢化が進み、緑地保全活動の担い手不足が生じています。

(2) 緑化の推進に関する課題

- 「いけがき設置等助成制度」については、設置件数の減少に伴い、平成26年度よりこれまで、公道に面した生け垣の設置に限定していたものを隣地境界の生け垣についても対象とするなど拡充を図りましたが、設置件数が伸び悩んでいます。
- 枯れ松対策については、近年被害件数が増加し、地域のランドマークとなっていた巨木も被害に遭いました。
- 民有林や宅地に植樹された樹木等の越境による通行への支障が各地で発生しており、民地での緑の適正管理を促進する必要があります。

(3) 生物多様性に関する課題

- アライグマ、タイワンリスともに防除計画を策定し、積極的な捕獲を実施しており、アライグマについては近年捕獲数が減少するなど、一定の成果が見られていますが、タイワンリスについては依然として多数生息していることが推察されています。冬季の樹皮はがしによる樹木の立ち枯れも発生しているほか、在来生物への影響も懸念されます。
- 人が生活するために手を入れた自然である「里山」は、生物多様性の保全にも重要な役割を果たしていますが、生活様式の変化に伴って、この数十年で大きく減少しています。

第3章 基本構想

1. 基本理念

■基本理念■

人・地域・自然とつながるふるさと 葉山

～ 四季の彩りと趣ある緑を感じ、自分らしくつながるまちづくり ～

本町は、多摩三浦丘陵から連なる丘陵地が市街地を覆いこむように展開しており、春の桜、夏の濃緑、秋の紅葉、冬の木漏れ日と四季折々の美しい自然の姿をもたらしています。市街地では、丘陵の木々を背景としつつ、緑で彩られた御用邸や寺社、住宅、保養所などが一体となって、緑豊かな趣のある街並みを形成しています。

また、町の西側には相模湾が広がり、海岸の砂丘や岩礁、クロマツ林と海が織りなして、広大な海辺の風景を展開しています。森戸川や下山川は山から海へと自然を運び込み、住民に潤いをもたらしています。

現在の美しく豊かな自然環境は、葉山町の財産であり、守るべきものとして過去から現在まで町民に広く認識されています。この豊かな自然環境は、「住み続けたいまち」「好きと言いたくなるまち」の姿を構成しており、今後も継続して保全していくことが、総合計画で示された2040年に目指すまちの姿「自分らしく、つながるまち」の実現に寄与します。今後も、官民一体となって人・地域がつながりを感じられる緑の実現を目指します。



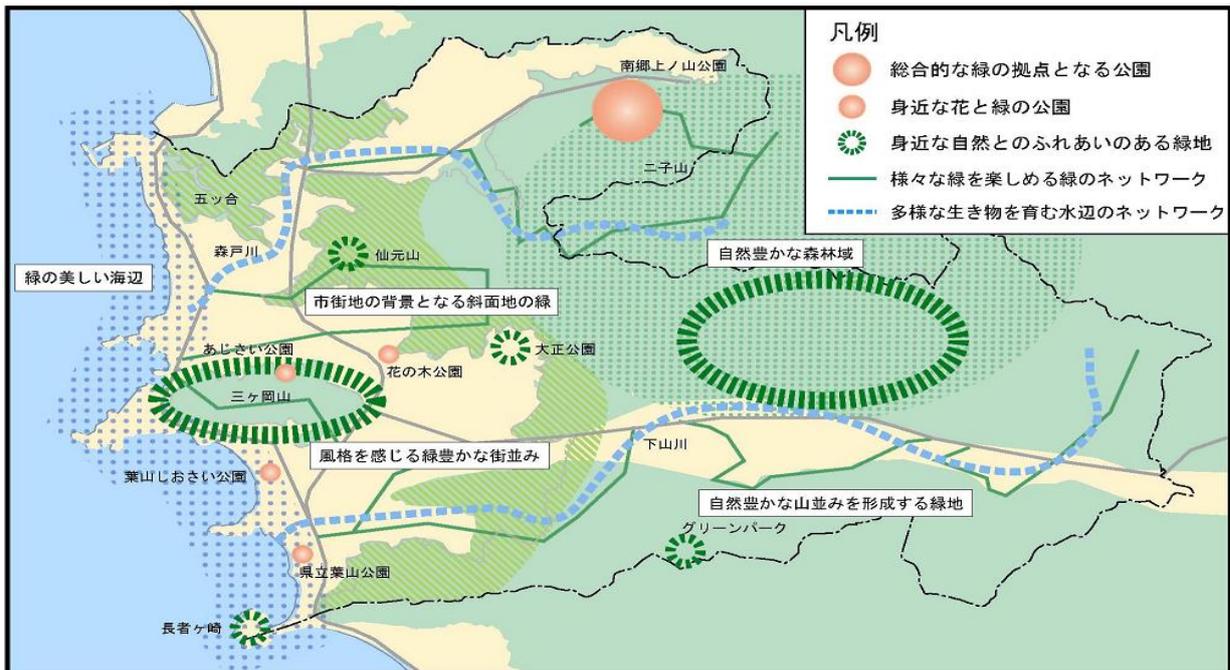
都市公園（南郷上ノ山公園）

2. 緑の将来像

本町の緑は、三浦半島の骨格を形成している山の豊かな自然をはじめ、相模湾岸でも特に美しい景勝地や、風格を感じる緑に囲まれた街並みが特徴です。また、森戸川や下山川といった河川は、山や海の生き物を育む重要な役割を担っています。

本計画では、このような葉山らしい自然環境を後世に継承し、将来にわたって町民から親しまれ、広域的な緑地環境の形成にも寄与するよう、以下のような緑の将来図の実現を目指します。

■緑の将来図



■緑の将来像における緑のイメージ

緑の将来像におけるそれぞれの緑の役割等の将来イメージを次のように考えます。

●自然豊かな山並みを形成する緑地

市街地から望む山並みを形成している二子山や大楠山一帯の緑が、三浦半島から多摩丘陵にいたる緑の骨格を構成して豊かな自然を育み、貴重な生物の生息域となっています。



●風格を感じる緑豊かな街並み

市街地は、前面に海、背景を緑豊かな斜面樹林地に囲まれ、風格ある街並みを形成しています。この地域では、公園や寺社等の緑のスポットが点在し、葉山らしい街並みが形成されています。また、斜面樹林地にはハイキングコースが整備され、展望から緑豊かな景観が楽しめます。



●緑の美しい海辺

海辺は、砂浜と岩礁と海岸沿いのマツ等の緑が一体となり、富士山を遠望する美しい海岸景観が相模湾の隣接市へと連なっています。また、海辺では公園や砂浜、港等が海浜レクリエーションの拠点として賑わっています。



●総合的な緑の拠点となる公園

スポーツや散策、レクリエーションの場として多くの町民に利用されています。



●身近な花と緑の公園

市街地内の公園は、遊びや運動、休息など日常的なレクリエーションの場として手軽に利用することが出来ます。また、災害時には避難地としても機能します。



●身近な自然とふれあえる緑地

水辺や谷戸などの身近な生き物の生息環境が残されている緑地では、町民との協働により保全・復元され、身近な生き物とのふれあいの場となっています。



●多様な生き物を育む水辺のネットワーク

森戸川と下山川は、豊かな山に育まれた自然と海を結ぶ重要な役割を果たしています。川沿いや河口部は多様な生き物を育む重要な場として、町民との協働により生息環境が保全され、自然とのふれあいの場としても活用されています。



●様々な緑を楽しめる緑のネットワーク

町内の緑を構成する特色の異なる各々の緑には、ハイキングコースや散策路等が整備され、特徴的な緑のポイントや展望地点等を辿りながら、気軽に葉山らしい緑を親しむことができます。



3. 基本方針

緑の将来像の実現に向け、3つの基本方針のもと、本町の自然や景観の特徴を尊重しながら、多様な生物環境の保全、レクリエーション需要への対応、都市防災、葉山らしい景観形成の観点から、公園、緑地を適切に確保し、町民とともに緑豊かなまちづくりを推進することとします。

基本方針1 自然と共生する都市の形成

現存する三浦半島の骨格的な緑、市街地を取り囲む丘陵地の豊かな自然や海沿いのクロマツと岩礁、砂浜が織りなす風景、森戸川上流域や下山川支流の豊かな自然環境を保全し、自然と共生するにふさわしい環境を確保し活用します。

- 三浦半島の緑の骨格を形成し、豊かな自然を有するまとまった緑を保全するとともに、三浦半島の自然とふれあう広域的なネットワークの形成を目指します。
- 海辺の豊かな自然環境や美しい景観を保全するとともに、森戸川上流域や下山川支流など多様な生物を育む自然環境を保全します。
- 市街地や海辺から眺望できる緑豊かな景色が楽しめるよう、丘陵地の緑の保全に努めます。
- 緑の安全性を高め、安心して自然とふれあえるよう、適正な管理に努めます。

基本方針2 緑豊かなまちなみをつくる

低層戸建て住宅が主体となる市街地では、安全で快適な環境を形成する観点から、防災や景観などに配慮した公園等のオープンスペースを確保するとともに、敷地内緑化等により、目に映る緑の多い風格ある街並みの維持・形成に努めます。

- 散歩を楽しめるような、風格のある緑豊かな街並みの維持・形成に努めます。
- 葉山らしい街並みを構成している樹木や樹林の保全に努めます。
- 住民の憩いの場や避難地等となる都市公園等のオープンスペースの確保に努めます。
- 生物多様性の確保に貢献する緑の創出に努めます。

基本方針3 みんなで緑をつくり育てる

本町の自然と緑の魅力への理解を深め、町民が緑豊かなまちづくりに参加できるよう、普及啓発活動やイベント等を実施し、町民との協働・連携を図り、みんなで自然を守り、緑を育てる機運づくりに努めます。

- 自然観察会等のイベントを通じ、町民が町の緑や自然環境に関心が持てるよう機運づくりに努めます。
- 自然環境保護や緑の維持に関し、町民参画による活動を進め、快適に活動できるよう支援します。

第4章 推進施策

1. 基本方針からの施策展開

3つの基本方針に基づく推進施策を以下のとおり体系表にまとめました。推進施策は、今後本町が緑を保全し、創出していくための取組みのことであります。

基本方針	施策展開項目	No	推進施策
自然と共生する都市の形成	三浦半島の緑の骨格を形成し、豊かな自然を有するまとまった緑を保全するとともに、三浦半島の自然とふれあう広域的なネットワークの形成を目指します。	1	三浦半島国営公園の誘致の推進
		2	県及び近隣自治体との広域的な連携
	海辺の豊かな自然環境や美しい景観を保全するとともに、森戸川上流域や下山川支流など多様な生物を育む自然環境を保全します。	3	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続
		4	日影山（一色台）及び五ツ合地域の保全に向けた検討
	市街地や海辺から眺望できる緑豊かな景色が楽しめるよう、丘陵地の緑の保全に努めます。	5	自然保護奨励金制度による支援の継続
		6	葉山町緑地保全契約の継続
		7	大正公園緑地の活用手法の検討
	緑の安全性を高め、安心して自然とふれあえるよう、適正な管理に努めます。	8	異常気象、荒廃化へ適応する緑地管理のあり方検討
		9	町有緑地、公園における危険木、支障木への対応
		10	保安林制度の適切な運用による保全の継続
		11	民有地における緑の管理促進・支援
		12	みどりの基金の適切な活用
緑豊かなまちをつくる	散歩を楽しめるような、風格のある緑豊かな街並みの維持・形成に努めます。	13	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進
		14	沿道緑化の推進
	葉山らしい街並みを構成している樹木や樹林の保全に努めます。	15	史跡・天然記念物の保全の継続
		16	里山の再生・保全の推進
		17	葉山町まちづくり条例に基づく緑化指導
	住民の憩いの場や避難地等となる都市公園等のオープンスペースの確保に努めます。	18	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討
		19	広場・公園等の維持管理
		20	公共施設の緑化

	生物多様性の確保に貢献する緑の創出に努めます。	21	鳥獣保護区の指定の維持
		22	外来生物対策の推進
		23	イノシシ対策の推進
みんなで緑をつくっていく	自然観察会等のイベントを通じ、町民が町の緑や自然環境に関心を持てるよう機運づくりに努めます。	24	自然に関する環境教育・環境学習の実施
		25	緑の保全・推進のための情報発信
みんなで緑をつくっていく	自然環境保護や緑の維持に関し、町民参画による活動を進め、快適に活動できるよう支援します。	26	緑地保全団体との交流と協働での活動
		27	町民、事業者と協働で行う活動

2. 具体的な施策内容

(1) 三浦半島国営公園の誘致の推進

三浦半島地域の水と緑のネットワークの中核となる国営公園の早期設置をめざすとともに、同地域の貴重な自然の保全と活用を一体的に進め、うるおいとにぎわいのある発展を図ることを目的とした「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」に参加し、国に対して首都圏を代表する貴重な自然環境として三浦半島のみどりの重要性を説明するとともに、その拠点としての国営公園の設置を要望します。

●取組み

- ・誘致活動の継続
- ・連携の継続

(2) 県及び近隣自治体との広域的な連携

緑のネットワークを形成するため、県及び近隣自治体と緑に関する情報共有を行い、連携を図ります。

●取組み

- ・三浦半島の他自治体との連携の実施
- ・緑と水景に関する多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォームへ参加

(3) 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続

「首都圏近郊緑地保全法」及び「都市緑地法」に基づき、土地利用行為の規制や制限を行い、みどりの保全を図ります。

二子山地区の一団の緑地と下山口地区の丘陵地は、本町の骨格となる緑地であるとともに、多摩地区から三浦半島へと連なる緑地としても重要な位置を占めます。また、ヤマアカガエルやトウキョウサンショウウオなどの希少な動植物の生息も確認され、これらの生息環境の保全の担保性を強化する観点から、町民、企業、県との協働による利活用や維持管理等の取組みが進められてきました。

当該地の近郊緑地特別保全地区の指定を目指し、自然環境保全上、保全が必要な区域の設定を行い、指定権限のある県に指定を働きかけてまいります。

●取組み

- ・ 既指定地区の指定の維持
 - 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域（273ha）
 - 逗子・葉山近郊緑地保全区域（805ha）
 - 三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区（33.2ha）
- ・ 新たな近郊緑地特別保全地区の指定箇所選定
 - 二子山地区、下山口地区（合計 489.5ha）
- ・ 神奈川県に指定の働きかけ

■近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として首都圏近郊緑地保全法により指定される。

指定状況：衣笠・大楠山近郊緑地保全区域（273ha）
 逗子・葉山近郊緑地保全区域（805ha）

■近郊緑地特別保全地区

近郊緑地保全区域内で特に良好な自然環境を有する地区について、都道府県知事が都市計画に定める地区。地区内においては、原則として樹林に影響を与える行為は禁止となることから永続的に保全することが可能となる。

指定状況：三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区（33.2ha）



ヤマアカガエル

ヤマアカガエルは水辺と森林が高い水準で満たされていないと繁殖できない種のため、近年減少が著しく、国や県のレッドデータには載っていないものの絶滅の恐れがあります。



トウキョウサンショウウオ

トウキョウサンショウウオは県のレッドデータ絶滅危惧Ⅰ類に認定されています。県内では三浦半島にのみ分布し、産卵数が減少傾向にあるため、個体数が減少しています。

写真提供：三井 修

(4) 日影山（一色台）及び五ツ合地域の保全に向けた検討

日影山（一色台）及び五ツ合の緑地について、自然環境の保全や市街地の良好な景観の維持に努めます。保全にあたっては、特別緑地保全地区制度の導入も視野に入れて、状況にあった対応を検討します。

●取組み

- ・必要に応じ、制度の導入に向けた検討

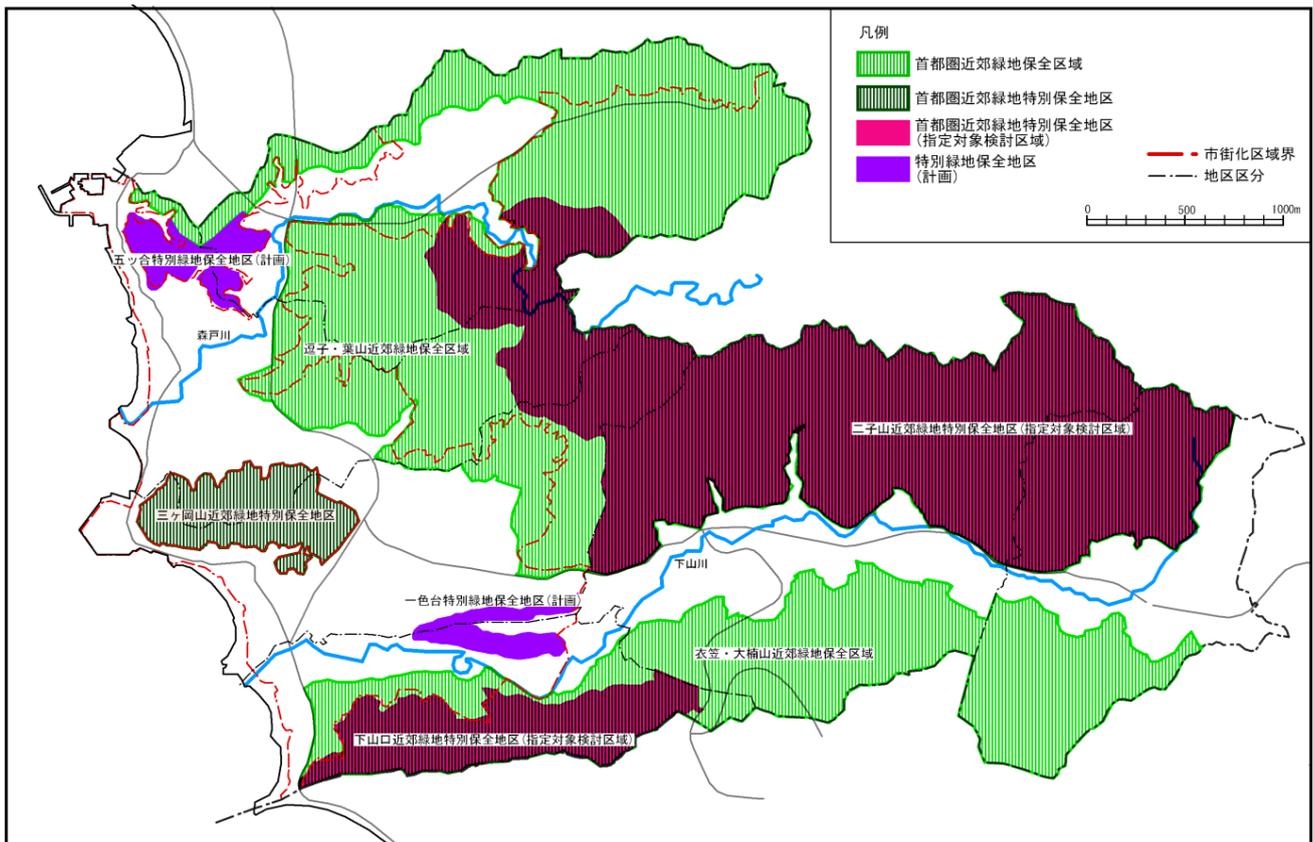
日影山（一色台）・五ツ合地域（合計 34.2ha）

■特別緑地保全地区

都市の良好な自然環境を形成する緑地を保全するため、都市緑地法の規定に基づき、風致又は景観が優れているなど一定の要件に該当する緑地を都市計画に定め、行為規制により現状凍結的な保全を図るもの。

指定状況：指定なし

【特別緑地保全地区・首都圏近郊緑地保全区域計画図】



※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり今後、関係機関と協議を進めながら、具体的な区域を決めていきます。

(5) 自然保護奨励金制度による支援の継続

神奈川県が実施する自然保護奨励金制度により、民有地のみどりが適切に管理されるように連携を図ります。

●取組み

- ・ 神奈川県と事務手続きに係る連携
- ・ 申請者の増加のため制度の周知

■自然保護奨励金（神奈川県事業）

指定地域内で合計1ヘクタール以上の山林・原野・池沼・保安林を所有し、当該緑地の手入れを実施した者に対して奨励金を交付する制度。町は神奈川県と事務委託契約を締結し、申告書の受付、審査事務等を行う。

(6) 葉山町緑地保全契約の継続

市街化区域内の緑地は、小規模であっても、周囲の丘陵地等と一体となって緑豊かな住環境を感じさせるなど、周辺住民にとっては貴重な緑である場合があります。こうした緑は、緑地の所有者に良好な緑を維持していただくため、「葉山町緑地保全契約制度」を適切に運用するとともに、契約面積の維持・拡大を図ります。

●取組み

- ・ 契約の継続
- ・ 適切な運用
- ・ 契約者の増加のため制度の周知

■葉山町緑地保全契約

みどりの保全と都市緑化に関する要綱（昭和63年7月1日制定）に規定する緑地の契約で、市街化区域内に存する500㎡以上の一団の緑地に対し、10年間の保全契約を所有者と町とが締結する制度。保全緑地所有者に対して緑地保全奨励金が交付される。

契約状況：71箇所 4.0ha

(7) 大正公園緑地の活用手法の検討

市街地に囲まれた立地にあり、放置高齢林化が進む大正公園緑地は、町民が緑に親しむ場所及び二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されます。防災対策から取組み、管理及び整備の方向性を定め、活用手法についての検討を進めます。

●取組み

- ・ 隣地境界付近の危険木、支障木処理
- ・ 防災対策を意識した整備
- ・ 地域住民に寄り添った活用手法の検討

(8) 異常気象、荒廃化へ適応する緑地管理のあり方検討

緑地の安全性を高めるために、豪雨など近年の極端な気象や高齢林化に対応した緑地管理のあり方について検討します。

- 取組み
 - ・専門的意見の収集
 - ・森林整備モデルの確立に向けた検討

(9) 町有緑地、公園における危険木、支障木への対応

町有緑地や公園において、道路や民地に隣接する樹木の状況を把握し、人体及び施設等に損害を与える樹木や通行に支障のある樹木を計画的に伐採、剪定をします。町有緑地においては、積極的にデジタル技術等を取り入れ、効率的な管理を検討します。

- 取組み
 - ・敷地境界付近の樹林調査
 - ・近隣住民からの情報収集
 - ・危険を未然に防ぐ計画的な伐採、剪定

(10) 保安林制度の適切な運用による保全の継続

「森林法」に基づき、保安林が適切に管理されることや、新たな指定の案件が生じた際の指定に向けた調整などに関し、必要に応じて神奈川県と連携を図ります。

- 取組み
 - ・指定の現状維持
 - ・必要に応じ、県との連携

■保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

指定状況：約 68ha

(11) 民有地における緑の管理促進・支援

民有林において、倒木や土砂崩れの被害を防ぐため、土地の所有者が適正に管理ができるように経済的支援を行います。

また、市街地において、宅地に植樹された樹木の越境によって近隣住民の生活に支障を与えることがないように継続的な管理を促進します。

- 取組み
 - ・危険木伐採工事費等助成金交付制度の継続
 - ・がけ地防災対策工事費等補助金交付制度の継続
 - ・民有地での緑の管理について周知啓発

(12) みどり基金の適切な活用

本町では、優れた自然環境を保全し、緑豊かな郷土を残すために必要な資金を積み立てるため、昭和63年4月に「ふるさと葉山みどり基金（以下「基金」という。）を設置しました。基金は、ふるさと葉山みどり基金条例により適切に管理していくとともに、良好な都市環境の保全及び美観風致を維持するために必要な樹林等の土地の取得や維持管理に役立てていきます。

●取組み

- ・基金残高の確保
- ・最適な活用事業の考案・精査

(13) 風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進

葉山町風致地区条例及び関係法令に基づき、土地利用行為の規制や指導等を行い、風致に優れたみどりの保全を図ります。また、必要に応じて、新規指定や拡大指定に関して検討します。

●取組み

- ・指定地区の現状維持
- ・土地利用制限の継続
- ・必要に応じ、新規指定や拡大指定等の検討

■風致地区

都市の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や史跡、神社仏閣等がある区域、良好な住環境を維持している区域などに都市計画によって定められる。風致地区内で建築等の行為を行う時には、葉山町風致地区条例に基づき、葉山町長の許可を受ける必要がある。

指定状況：大楠山風致地区（98.7ha）
一色風致地区（307.8ha）

(14) 沿道緑化の推進

街路樹や道路の植樹帯の整備は、本町は幅員の狭い道路が多いことから困難な状況にありますが、引き続き現在の街路樹、植樹帯を維持・保全し、市街地内の緑の印象を高めていきます。また、住宅用地にいけがきを新たに造る場合に助成金を交付する「葉山町いけがき設置等助成制度」を、状況にあった制度に対応しながら継続し、道路から見える緑の向上を図ります。

●取組み

- ・街路樹、植樹帯の維持・保全
- ・葉山町いけがき設置等助成制度の継続及び必要に応じ、制度の見直し

(15) 史跡・天然記念物の保全の継続

「神奈川県文化財保護条例」及び「葉山町文化財保護条例」に基づき、神奈川県と連携しながら既指定の史跡・天然記念物の自然林の保全を継続して行います。

●取組み

- ・指定文化財の保全（15箇所）

(16) 里山の再生・保全の推進

人と自然が共存する生態系である里山を再生、保全します。町民や保全団体、商工会等を巻き込み、協働で継続的に活動ができる仕組みを構築します。

●取組み

- ・里山に触れ合える場所の整備
- ・協働で再生、保全に取り組む仕組みの構築

(17) 葉山町まちづくり条例に基づく緑化指導

葉山町まちづくり条例（平成14年葉山町条例第17号）に基づき、開発事業の規模に応じて、既存樹木等の保全や一定基準の緑地又は植栽地の確保を指導し、緑豊かな都市環境の形成を図ります。また、開発行為により自然環境等に与える影響を評価する仕組み（ミニアセスメント）*の調査・研究を進めます。

●取組み

- ・開発事業への緑化指導
- ・必要に応じ、緑化基準の検討
- ・ミニアセスメントの調査・研究

(18) 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討

町内には、レクリエーション活動の拠点である南郷上ノ山公園が整備されているほか、海辺には葉山しおさい公園などがあり、葉山らしい景観を形成しています。

都市公園については、適切な維持管理のもとで、良好な景観形成やレクリエーション機能、防災機能等の充実を図ります。

●取組み

- ・整備面積の維持（7箇所 64.3ha）
- ・南郷上ノ山公園のレクリエーション機能の充実



しおさい公園

(19) 広場・公園等の維持管理

公園は、住民ニーズの多様化などに対応し、民間活力の導入も視野に魅力・価値の向上を図るとともに、防災機能の強化など公園整備方針に基づく整備・機能拡充と適切な維持管理に取り組みます。また、公園が不足する地域における新たな公園を設置するための方策として、借地公園等の制度について研究、検討を進めます。

また、仙元山ハイキングコースの適切な維持管理に取り組み、自然と眺望を楽しめる場として利活用を図ります。

●取組み

- ・適切な維持管理（63箇所 6.7ha）
- ・機能強化、利活用の検討
- ・借地公園等の制度について研究、検討

(20) 公共施設の緑化

小中学校や役場など公共施設は、町の地域のシンボリックな要素を有していることから、積極的な緑化と緑豊かな施設の維持管理に努めます。

●取組み

- ・適切な維持管理
- ・新たな緑化導入の検討

(21) 鳥獣保護区の指定の維持

野生鳥獣の生息環境保全の観点から、すでに鳥獣保護区として指定されている二子山鳥獣保護区（森林鳥獣生息区）及び一色鳥獣保護区（身近な鳥獣生息区）の2箇所について、現在の指定を維持します。

●取組み

- ・指定の維持

指定状況：二子山鳥獣保護区、一色鳥獣保護区（合計415ha）

(22) 外来生物対策の推進

外来生物であるアライグマ、タイワンリスについては、県が策定した「神奈川県アライグマ防除実施計画」「神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」に基づき、引続き捕獲圧を維持し、計画的防除に努めます。なお、外来生物の防除に当たっては、県や近隣自治体、地域住民等と連携し、各種対策に取り組みます。

オオキンケイギクやナガミヒナゲシ等、外来の植物についても繁殖時期に合わせて周知を行い、生態系への影響を抑えます。

●取組み

- ・計画に基づいた防除の実施
- ・繁殖時期に合わせた周知

神奈川県アライグマ防除実施計画



特定外来生物であるアライグマが、生態系や農業等への被害をもたらしていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、令和6年度から5年間で計画期間とする第4次アライグマ防除実施計画を定め、生息分布域の縮小と個体数の減少を目標に掲げ、防除・被害対策を推進しています。

神奈川県クリハラリス

(台湾リス)防除実施計画



特定外来生物である台湾リスが定着、繁殖し、農産物(柿、柑橘類、栗等)等への被害、樹皮剥ぎによる樹木の枯死及び家屋への侵入等の被害が発生、拡大しています。従来は町で防除実施計画を策定し、防除に取り組んでいましたが、令和6年度から県が防除実施計画を策定し、より広域的な視点で防除・被害対策を推進しています。

(23) イノシシ対策の推進

近年、イノシシによる農業被害及び生活被害が発生していることから、「葉山町鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲、防護柵の設置、緩衝帯の設置の3つの対策を中心に行い、野生生物の生息環境と人間の生活環境の調和を図るよう努めます。

●取組み

- ・ 捕獲の実施
- ・ 防護柵の設置
- ・ 緩衝帯の設置



イノシシとイノシシによる農場被害（食害を受けたジャガイモ畑）

(24) 自然に関する環境教育・環境学習の実施

里山管理体験や水生生物調査等、町民が自然に親しむ場を設け、自然環境の重要性や価値に対する町民の理解を深めていきます。また、小中学校及び教育委員会においては、教育活動の一環として児童や生徒によるビオトープ*での学習や学校の花壇を活用するほか、野外観察指導資料として副読本を作成し活用しながら、子どもたちの自然に対する興味・関心を高めるよう努めます。

●取組み

- ・町民参加イベントの実施
- ・ビオトープ*での学習や学校の花壇を活用（小中学校）
- ・野外観察指導資料として副読本の作成、活用



小学生を対象とした里山管理体験イベント

(25) 緑の保全・推進のための情報発信

町ホームページ等あらゆる場において、自然環境に関する情報の充実を図り、情報の共有化に努めます。

●取組み

- ・積極的な周知啓発の実施

(26) 緑地保全団体との交流と協働での活動

町内で活動する緑地保全団体と交流し、協働で保全活動に取り組みます。高齢化が進む団体への活動支援を行うとともに、新たに関心を持つ町民との繋ぎ役となるように努めます。

●取組み

- ・団体との協働での保全活動を実施
- ・団体の活動支援

(27) 町民、事業者と協働で行う活動

緑地等の維持管理について、部分的に町民の協力を得ながら行うアダプト制度*の研究を進め、取り組みを広げていきます。また、民間事業者と協定を締結し、連携して緑の保全活動を進めています。今後も町・町民・事業者が三位一体となった連携ができるような仕組みをつくり、推進します。

●取組み

- ・アダプト制度の導入・研究
- ・かながわのナショナル・トラスト運動への支援
- ・民間事業者と連携した事業の推進

第5章 緑地の配置及びエリア別計画

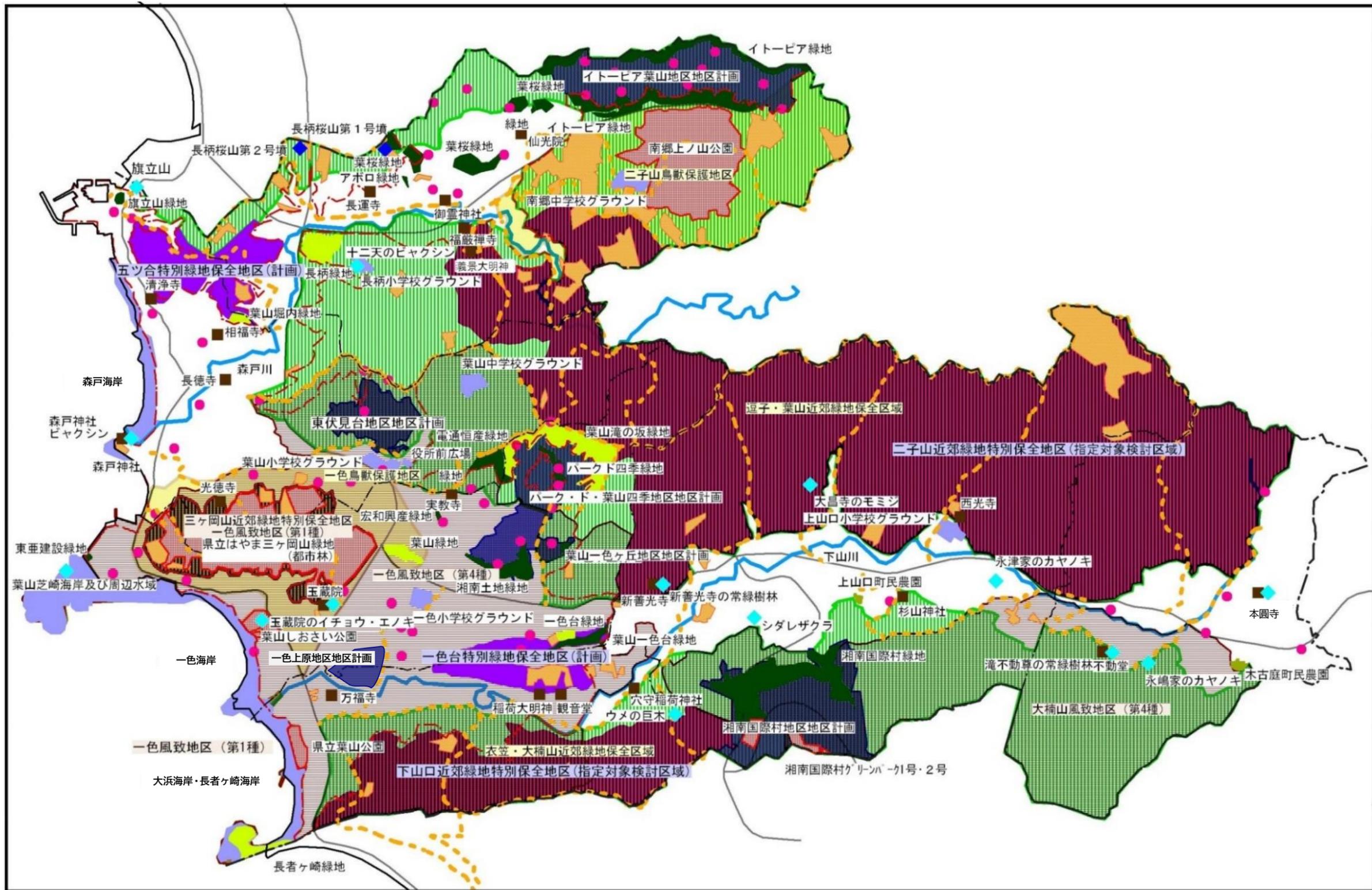
1. 総合的な緑地配置の考え方

本町の緑は、山や海、里地・里山や市街地などの地域ごとに異なった特徴を持っています。また、山や里山の緑は、市街地近郊のまとまりのある緑として、三浦半島の骨格的な緑であり、豊かな緑に覆われた山から発する森戸川や下山川は、水辺や海の多様な生物を育む大切な軸線を形成しています。

このような本町の緑の特徴を活かし、将来にわたって緑豊かな環境を感じられるよう、次のように緑地の配置を計画します。

- (1) 森戸川上流域や下山川支流域に広がる二子山地区のまとまりのある緑地を、三浦半島の骨格的な緑地と位置づけ保全します。
- (2) 多様な生物を育む森戸川や下山川支流域の緑を、山の緑と海とを結ぶ重要な緑地と位置づけ保全します。
- (3) 市街地を取り囲むように展開している次の緑地を、本町の緑豊かな景観や良好な自然環境を構成する重要な緑地として位置づけ保全します。
 - 市街地西側の砂浜海岸、岩礁地帯、マツ林で構成される海岸の緑地
 - 市街地北部の五ツ合から市街地東部の仙元山、滝ノ上、日影山及び市街地南部の下山口に至る常緑樹林主体の斜面緑地
 - 市街地の中央に位置する三ヶ岡山緑地
- (4) 平常時においては身近なレクリエーションの場や緑豊かな街並みを構成し、災害時には避難所として機能する市街地内の広場・公園や緑地、公共施設等のオープンスペースを、市街地内の拠点的な緑地として位置づけ維持します。
- (5) 市街地内の主要な緑地を結び、沿道の緑と一体となった散歩道については、本町の緑豊かな街並みを印象づけるとともに町民の健康増進にも寄与し、災害時には避難路として機能する緑のネットワーク軸として位置づけ、沿道の緑の確保に努めます。
- (6) 既存のハイキングコースを活用し、町有緑地の沿道整備など、利用促進を図り、自然とのふれあいやレクリエーションの場として利活用を図ります。

(次頁) 総合的な緑地配置の考え方に基づき、次のとおり緑地計画図を示します。



凡例									
	都市公園		町民農園		首都圏近郊緑地保全区域		風致地区		国指定 史跡・天然記念物
	都市公園(計画)		町有緑地		首都圏近郊緑地特別保全地区		鳥獣保護区		町指定 史跡・天然記念物
	児童遊園等		トラスト緑地		首都圏近郊緑地特別保全地区(指定対象検討区域)		保安林		緑の散歩道
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)		民間施設緑地		特別緑地保全地区(計画)		地区計画区域		河川

緑地計画図

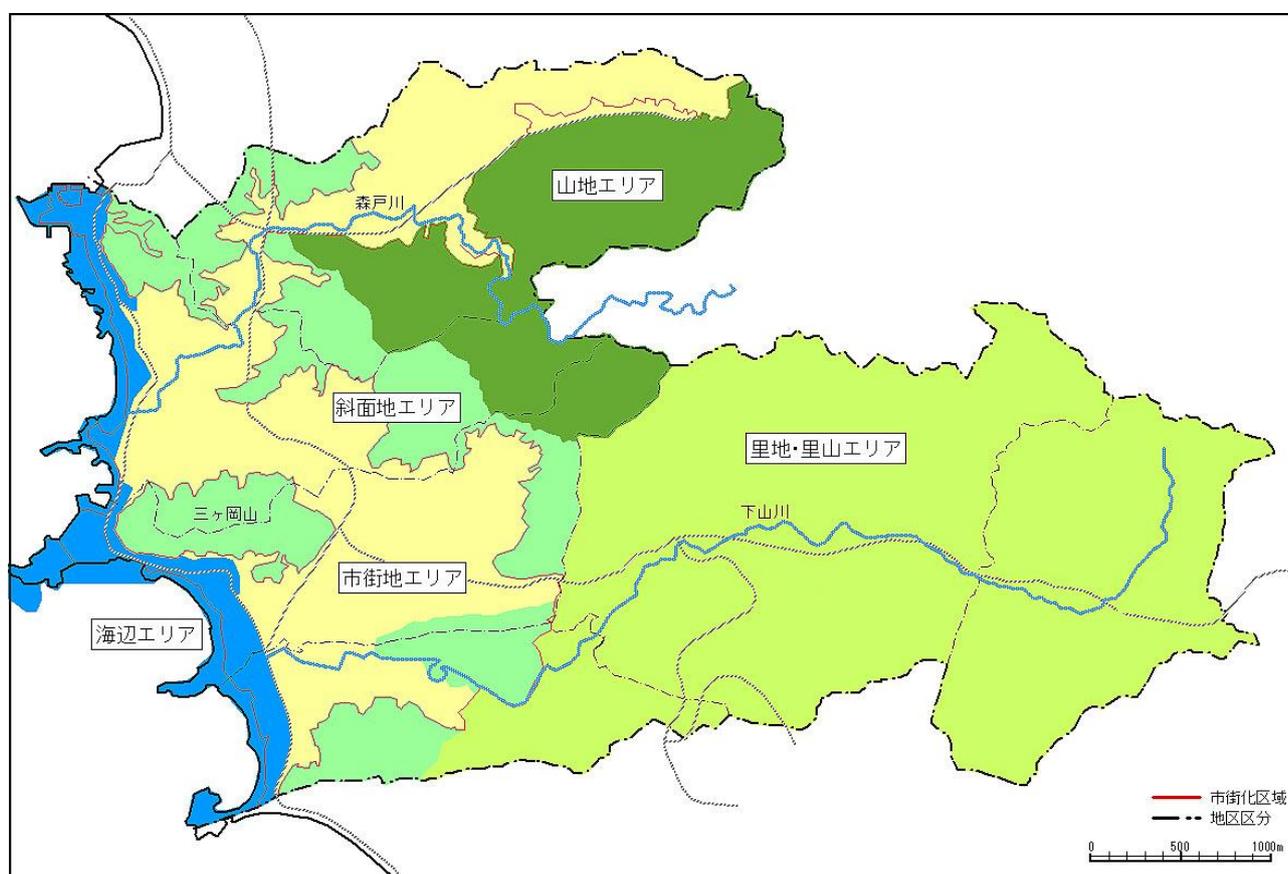
2. エリア別緑地配置の考え方

本町の地域によって異なる緑の特徴を活かし、総合的な緑地の配置方針に基づき、緑地の保全や整備、緑化を進めるため、エリア区分して施策を展開します。

(1) エリア区分

町内の緑は、地形や植生などの自然的な特徴や土地利用の状況から、二子山・大楠山等の三浦半島の骨格を形成する緑、下山川支流域に広がる農地や樹林が混在する緑、三ヶ岡山や市街地を取り囲む緑、庭園や緑化された市街地の緑、さらにクロマツ林に代表される海岸の緑に大きく区分されます。このような本町の緑の特性を踏まえ、エリアを下図のように5つのエリアに区分します。

【エリア区分図】

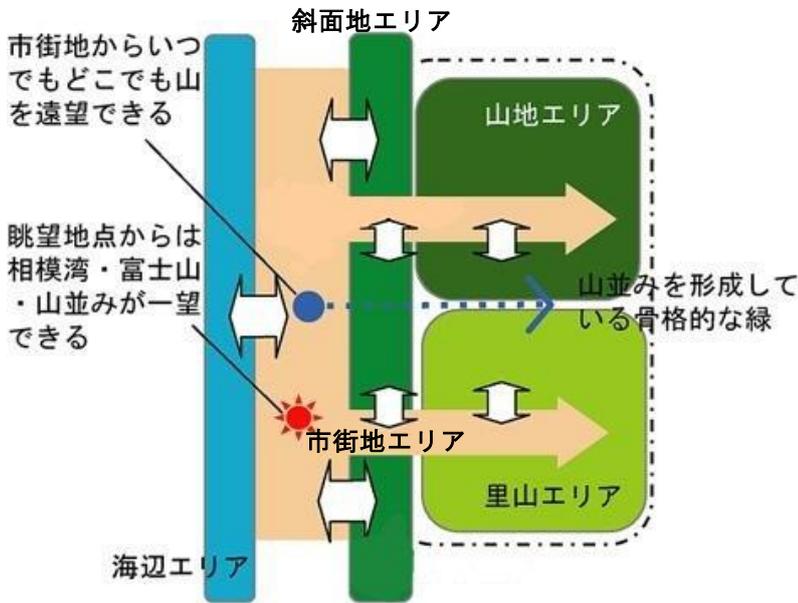


(2) エリア相互の繋がりの方

本町の緑は、地域毎に異なる特色を持っていると同時に、各々繋がり葉山らしい緑の景観や環境を形成しています。

このことから、総合的な緑地配置の考え方に基づき緑地を確保するとともに、以下の考え方でエリア別緑地の配置を計画します。

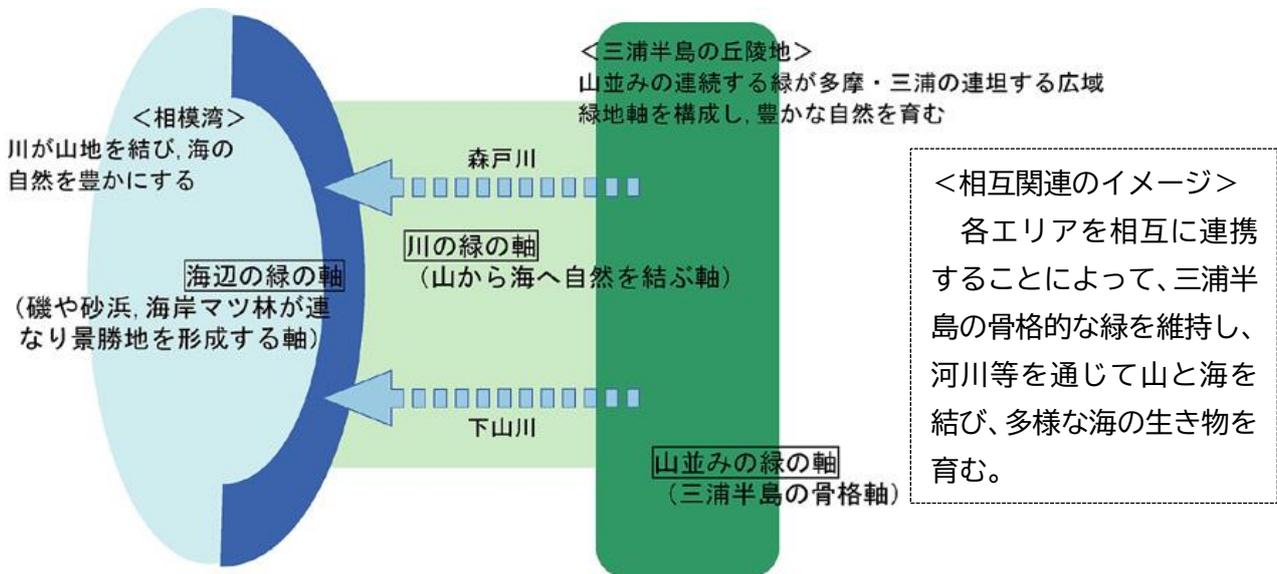
- 葉山らしい景観の形成と多様な生物を育む環境保全やその活用に配慮し、エリア毎の特性等に基づき緑地を配置します。



<エリアのイメージ>

エリアは緑の特性が異なる5つに区分され、それぞれが相互に関連し連続している。海辺に面し斜面地を背景とする市街地は、山地・里山・斜面の各エリアを貫き、容易にアクセスしてそれぞれの緑とふれあうことができる。

- 各エリアが相互に関連を保てるよう、河川やハイキングコース等によってネットワークが形成されるよう配慮します。



<相互関連のイメージ>

各エリアを相互に連携することによって、三浦半島の骨格的な緑を維持し、河川等を通じて山と海を結び、多様な海の生き物を育む。

このように区分したエリアの特性を活かした緑づくりを進めることによって、町民がいつでも、どこからでも、緑を遠くに望み、身近な緑にふれることができる、豊かな緑に包まれた「まち」をつくることを目指します。

また、これらに関連させることによって、三浦半島の骨格的な緑となるまとまりを保ち、相模湾に注ぐ森戸川や下山川といった河川によって、山から海までの環境を繋ぎ、町全体で多様な生物を育むことを目指します。

3. エリア別方針

(1) 山地エリア

■概況

- 森戸川上流域の二子山周辺にまとまって分布している樹林地は、円海山・北鎌倉、鎌倉、大楠山、武山とともに大規模な樹林地を形成しており、三浦半島の緑の骨格を形成しています。
- この一帯は「かながわ探鳥地 50 選」にも選ばれ、サンコウチョウやオオルリ、カワセミなど多くの野鳥が見られ、首都圏の広い地域から多くの人が自然観察に訪れています。
- 樹林の多くは、スギ・ヒノキ等の人工林が占めており、手入れ不足等により過熟化が進み、風倒等による荒廃が見られます。
- 三浦半島の中でも豊かな自然環境が残されている地域であることから、県策定の「三浦半島公園圏構想 (H18.3)」や「神奈川みどり計画(H18.3)」の中で拠点として位置付けられており、国や県、近隣市等との連携により、自然環境の保全や利活用、広域的なネットワークの形成が求められています。
- 近年、トレイルランニング*やマウンテンバイク等の新たな利用形態の増加により、一般のハイカーとのトラブルや自然環境への影響が懸念されています。
- 森戸川上流域の二子山地区を中心に県と連携し、住民団体が維持管理や利活用の促進について活動をしています。
- ナラ枯れによる倒木が増加しており、隣接する住宅等への影響が懸念されています。

◎エリア別イメージ 山地



- 三浦半島の骨格的な緑から連続する二子山と大楠山の山系は、町の緑の骨格軸を形成しています。
- 森戸川上流域を含む二子山地区山地一帯は、まとまった樹林が残されており、貴重な動植物も生息しています。
- 二子山一帯は、住民団体が中心となり、倒木除去の管理作業や、道標の設置、自然観察会の実施など利活用の促進を進めています。

■山地エリア 緑の施策の方針

－ 二子山地区の保全・利活用の推進及び広域的ネットワークの形成 －

- 首都圏の緑拠点としても重要な森戸川上流域を含む二子山周辺の大規模な樹林地を、国や県等の関係機関、地域住民、NPO*等と連携しながら保全や利活用を推進します。

■緑地の配置及び施策展開

<環境保全>

- 森戸川上流域に広がる二子山周辺の大規模な樹林地については、貴重な動植物の生息地として、国や県、近隣市、地域住民、NPO 等と連携し、保全や適正な利活用を推進します。
- 多様な動植物の生息環境保全の担保性を強化する観点から、二子山地区のうち特に保全が必要な樹林地について、国や県、関係機関と連携し、首都圏近郊緑地特別保全地区指定に向けた取り組みを進めます。

主な 推進施策	(1)三浦半島国営公園の誘致の推進、(2)県及び近隣自治体との広域的な連携、(3)近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、(16)里山の再生・保全の推進、(21)鳥獣保護区の指定の維持、(26)緑地保全団体との交流と協働での活動
------------	---

<レクリエーション>

- 南郷上ノ山公園は、住民にとっての総合的なレクリエーションの場として維持するとともに、利用者ニーズに合わせた機能向上を図ります。
- トレイルランニングやマウンテンバイクといった新たな利用形態の増加によるトラブルの増加や自然環境への影響が懸念されることから、県、近隣市等と連携し、利用者のマナー意識の向上やルールづくりなど適正利用の推進を検討します。

主な 推進施策	(18)都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、(25)緑の保全・推進のための情報発信、(26)緑地保全団体との交流と協働での活動
------------	--

<防災>

- 森戸川上流の河川砂防管理を関係機関と連携し、今後も引き続き適切に対応します。
- ナラ枯れによる危険木に対して、迅速な対応を図ります。

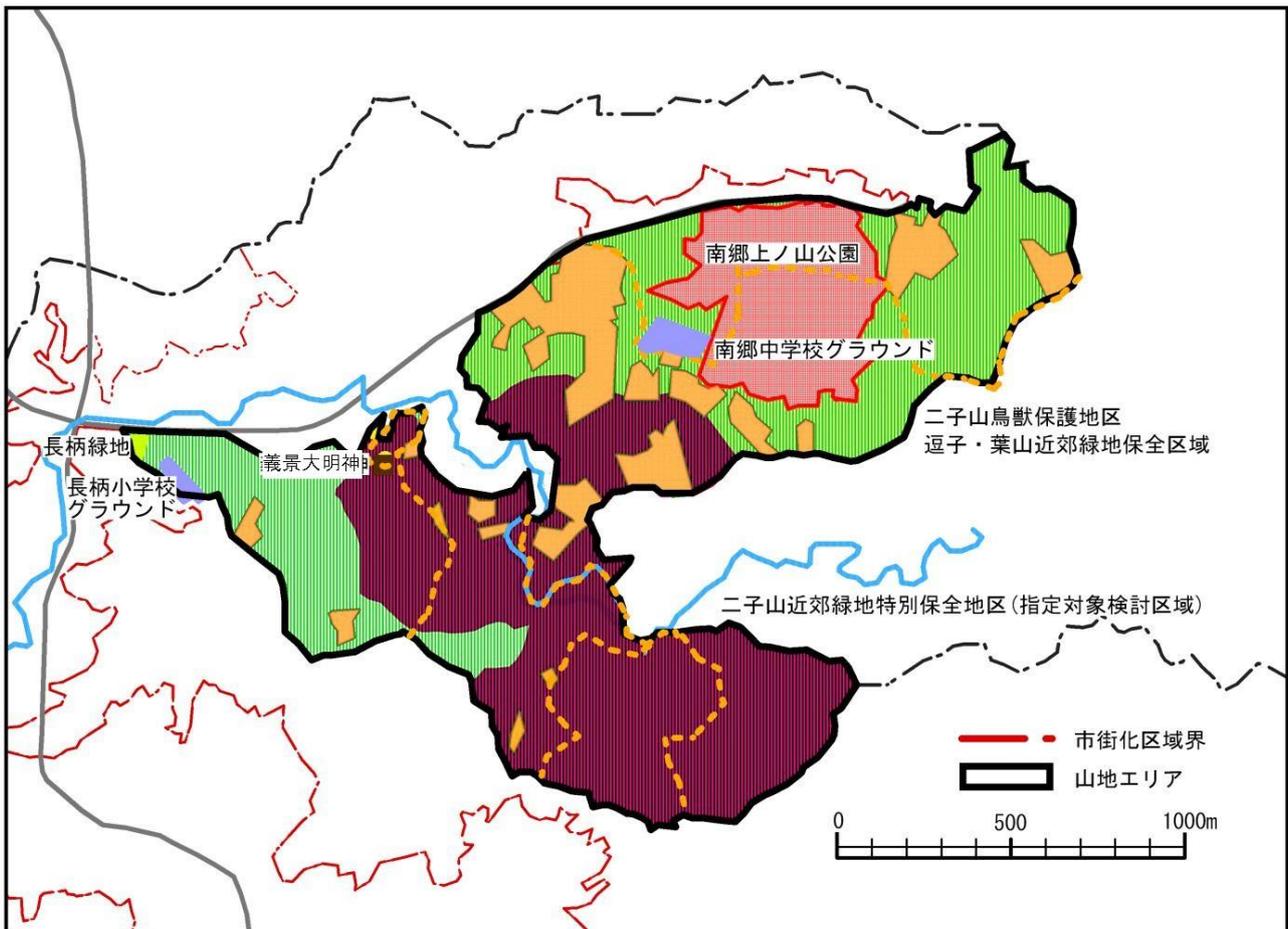
主な 推進施策	(2)県及び近隣自治体との広域的な連携、(8)異常気象、荒廃化へ適応する緑地管理のあり方検討、(9) 町有緑地、公園における危険木、支障木への対応、(11) 民有地における緑の管理促進・支援
------------	---

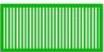
<景観形成>

- 市街地からの遠景の緑を構成する緑地として、二子山山系の緑を保全します。

主な 推進施策	(3)近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、(26)緑地保全団体との交流と協働での活動
------------	---

【山地エリア緑地計画図】



凡例	
	都市公園
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)
	河川
	トラスト緑地
	民間施設緑地
	首都圏近郊緑地保全区域
	首都圏近郊緑地特別保全地区 (指定対象検討区域)
	鳥獣保護区
	保安林
	緑の散歩道

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査等の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり、今後、関係機関と協議の上、具体的な区域を決定するものです。

(2) 里地・里山エリア

■概況

- 下山川兩岸の樹林地は、それぞれ二子山山系、大楠山山系として、円海山・北鎌倉、鎌倉、武山とともに大規模な樹林地を形成しており、三浦半島の緑の骨格を形成しています。
- 下山川北岸の支流沿いの谷戸には、かつての水田やため池の跡地が残り、雑木林に囲まれた環境には、ヤマアカガエルやトウキョウサンショウウオなどの希少な水生生物をはじめ多種多様な生き物の生息環境となっています。また、谷戸の一つでは、町民団体によってホタルやメダカの観察活動が行われています。
- 下山川南岸の緩やかな斜面には、棚田や雑木林が残り、里地里山の風景が広がっています。
- 近年、農地や雑木林は放棄が進み、里地里山のモザイク状の特徴的な植生や景観が失われつつあり、そうした環境に依存している生物の生息が脅かされています。
- イノシシによる農作物被害が毎年増加しており、野生生物の生息環境と人間の生活環境の調和を図ることが課題となっています。
- 三浦半島の中でも豊かな自然環境が残されている地域であることから、県策定の「三浦半島公園圏構想（H18.3）」や「神奈川みどり計画(H18.3)」の中で拠点として位置付けられており、国や県、近隣市等との連携により、自然環境の保全や利活用、広域的なネットワークの形成が求められています。

◎エリア別イメージ 里地・里山



- 東西に横断する県道横須賀葉山線を中心として集落地が分布しており、沿道は宅地、農地、山地等で構成され、線的な広がりを持っています。
- 棚田をはじめとする農地や、隣接する斜面地の雑木林が農村景観を形成しています。
- 町内でも数少ないため池のある谷戸では、町民によってホタルやメダカの生息環境の観察活動が行われるなど、町民の身近な自然への関心の高まりや活動への参加が進んでいます。

■里地・里山エリア 緑の施策の方針

— 里地・里山に広がるふるさとの豊かな自然の保全 —

●多様で身近な生物が育つ下山川と、その流域に広がる丘陵地の農地や集落が一体となった里地里山*を、ふるさとも感じながら散策できる地域として大切にします。寺社や既存の樹木など特色ある緑や、周辺の景観にも配慮しつつ、首都圏の緑の拠点として重要な下山川支流流域を含む二子山地区の広大な樹林地を、国や県、近隣市、地域住民、NPOなどと協力して保全・活用していきます。

■緑地の配置及び施策展開

<環境保全>

- 身近な生物の生息環境の観察等自然環境に関する活動について、町民と連携を図るとともに、里地里山の環境保全、利活用について検討を進めます。
- 多様な動植物の生息環境保全の担保性を強化する観点から、二子山地区のうち特に保全が必要な樹林地について、国や県等の関係機関と連携し、首都圏近郊緑地特別保全地区指定に向けた取り組みを進めます。

主な 推進施策	(3)近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、(16)里山の再生・保全の推進、(23)イノシシ対策の推進、(24)自然に関する環境教育・環境学習の実施、
------------	---

<防災>

●学校等の公共施設緑地や寺社等の緑地を一時避難場所となるオープンスペースとして配置します。

主な 推進施策	(9)町有緑地、公園における危険木、支障木への対応、(19)広場・公園等の維持管理、(20)公共施設の緑化
------------	---

<景観形成>

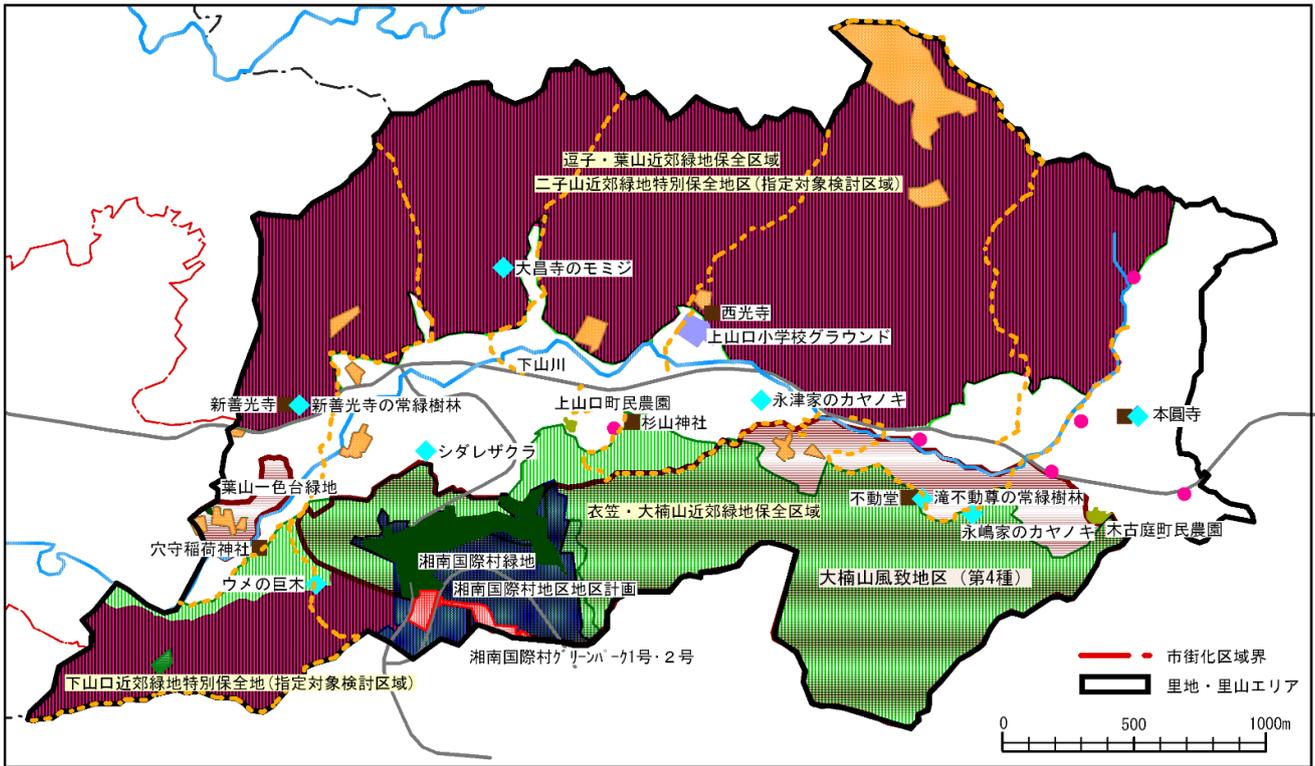
●棚田などの田畑や民家が点在する典型的な里地里山の景観については、地域の歴史と風土の中で育まれた葉山らしい風景の一つとして、地域住民や NPO、地権者等との連携により維持管理されるよう努めます。

主な 推進施策	(16)里山の再生・保全の推進、(26)緑地保全団体との交流と協働での活動
------------	---------------------------------------



上山口の棚田

【里地・里山エリア緑地計画図】



凡例					
	都市公園		民間施設緑地		保安林
	児童遊園等		緑の散歩道		地区計画区域
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)		首都圏近郊緑地保全区域		町指定 史跡・天然記念物
	河川		首都圏近郊緑地特別保全地区 (指定対象検討区域)		町民農園
	町有緑地		風致地区		

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査等の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり、今後、関係機関と協議の上、具体的な区域を決定するものです。

(3) 斜面地エリア

■概況

- 市街地を取り囲み、海に面した丘陵の斜面樹林地は、海風の影響を強く受けた常緑広葉樹林に覆われ、市街地の背景の緑を構成しています。
- 三ヶ岡山は、市街地内に島状の緑地を形成し、葉山の緑のシンボルとなっています。また、市街地を取り囲む五ツ合、仙元山、日影山等の丘陵地は、葉山らしい緑豊かな景観を構成しています。
- 仙元山や三ヶ岡山の丘陵地ではハイキングコースが整備されており、相模湾から大楠山方面の山地まで一望することができ、すばらしい眺望を楽しむことができます。
- 市街地を取り囲む斜面樹林地では、樹木の過熟化が進み、表層土の薄さと相まって、風倒木や崩落などが発生しています。
- 市街地を取り囲む丘陵地のうち、市街化区域に存するものについては、良好な自然景観を損なわないようなバランスの良い都市的土地利用への誘導が必要です。

◎エリア別イメージ 斜面地



- 山が海まで近接しているという地形的な要因から、丘陵地からは三浦半島の骨格的な山並みとともに、市街地・海辺までの連続的な景観が楽しめる眺望地点が多く分布しています。
- 丘陵地の上部には、開発された比較的大規模な住宅団地が多く、新たな公園や緑地が創出されています。
- 市街地の輪郭を形成しており、緑豊かな景観形成に重要な役割を担っています。

■斜面地エリア 緑の施策方針

－ 緑豊かなまちを印象づける斜面の緑の保全と利活用の推進 －

- 緑豊かな葉山を印象付けている市街地の背景を構成する斜面緑地を、景観と防災に配慮しながら保全するとともに、市街地に近接した貴重な自然として、散策や眺望が楽しめる拠点としての利活用を図ります。

■緑地の配置及び施策展開の方針

<環境保全>

- 市街地を取り囲み、緑豊かな葉山の景観を特徴付けている斜面の緑地について、緑の連続性が失われないよう、三ヶ岡山や五ツ合、日影山等の緑地の保全に努めます。

主な 推進施策	(3)近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、(4)日影山（一色台）及び五ツ合地域の保全に向けた検討、(21)鳥獣保護区の指定の維持
------------	---

<レクリエーション>

- 市街地から手軽にアクセスし、自然や眺望が楽しめるよう仙元山ハイキングコースの適切な維持管理に努めます。また、遠景の富士山までの連続した眺望が開ける地点がある三ヶ岡山や仙元山においては、展望スポットとして利活用を図ります。
- 市街地から気軽に自然にふれることができるよう散策路の整備等、緑地の利活用の促進に努めます。

主な 推進施策	(7)大正公園緑地の活用手法の検討、(14)沿道緑化の推進、(19)広場・公園等の維持管理
------------	---

<防災>

- 県と連携しながら、適切な維持管理や崩壊防止など土砂災害対策等を講じます。
- 三ヶ岡山については、森戸川や下山川とともに、火災時の延焼遅延機能を有する緑地として配置します。

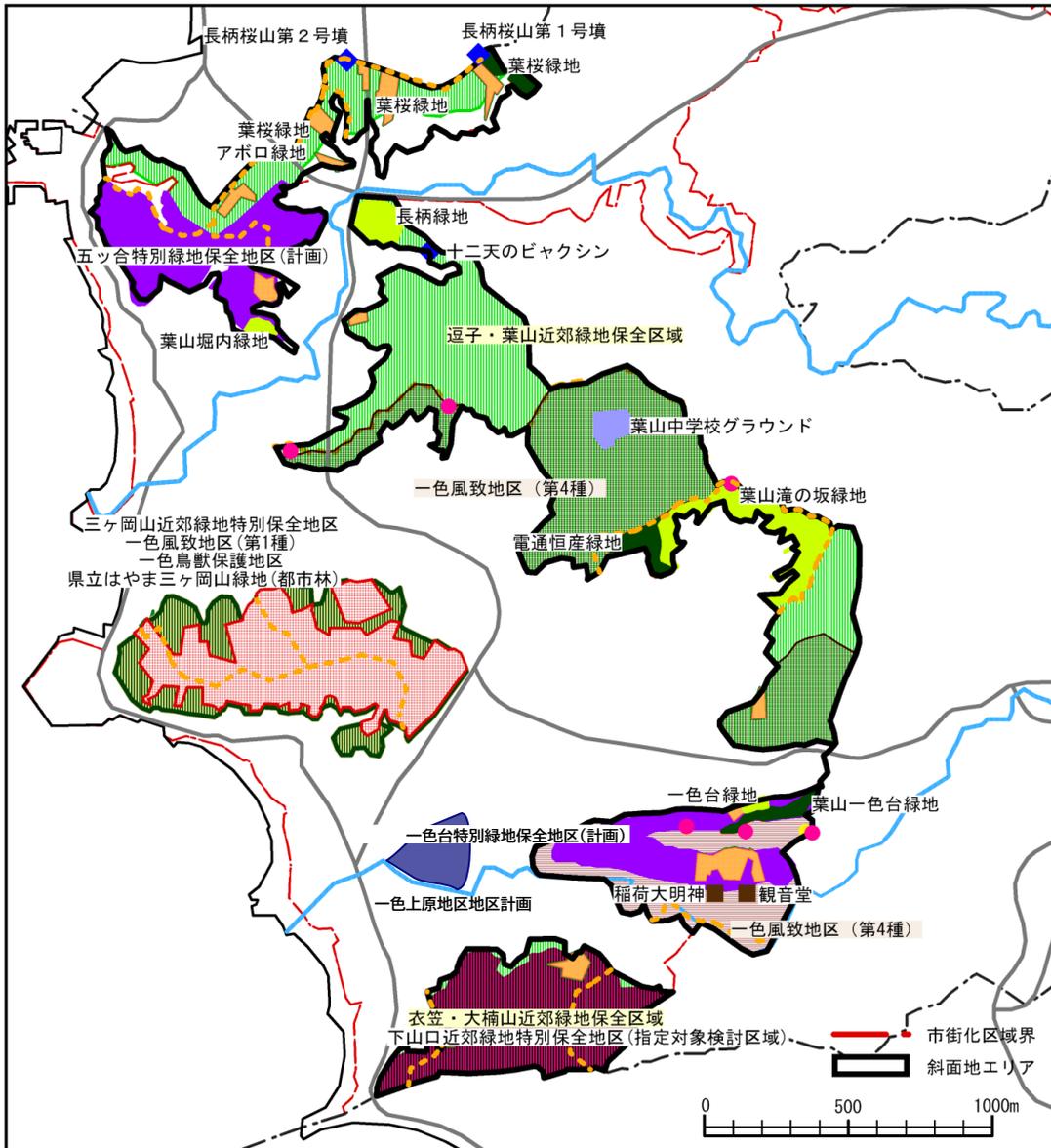
主な 推進施策	(8)異常気象、荒廃化へ適応する緑地管理のあり方検討、(9)町有緑地、公園における危険木、支障木への対応、
------------	---

<景観構成>

- 市街地内で優れた風致景観を有する緑地として三ヶ岡山を保全するとともに、市街地を取り囲み、市街地の背景となる緑地として、五ツ合、仙元山、日影山等の保全に努めます。

主な 推進施策	(4)日影山（一色台）及び五ツ合地域の保全に向けた検討、(6)葉山町緑地保全契約の継続、(13)風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進
------------	--

【斜面地エリア緑地計画図】



凡例			
	都市公園		首都圏近郊緑地保全区域
	児童遊園等		首都圏近郊緑地特別保全地区
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)		首都圏近郊緑地特別保全地区 (指定対象検討区域)
	河川		特別緑地保全地区(計画)
	町有緑地		風致地区
	トラスト緑地		保安林
	鳥獣保護区		国指定 史跡・天然記念物
	民間施設緑地		町指定 史跡・天然記念物
	緑の散歩道		

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査等の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり、今後、関係機関と協議の上、具体的な区域を決定するものです。

(4) 市街地エリア

■概況

- 丘陵上部には南郷上ノ山公園、湘南国際村グリーンパークなどが整備されています。市街地内においては、地域の公園・広場が都市公園の機能を補完しています。
- 市街地の中に葉山緑地などのトラスト緑地、大正公園緑地、湘南土地緑地、旗立山などの町有緑地は、緑豊かな街並みを形成する上で重要な役割を果たしています。
- 低層住宅地を主体とした都市計画と、風致地区、近郊緑地保全区域といった地域制緑地が市街地の多くに指定されている本町の特性から、比較的敷地に余裕があり、緑の多い市街地が形成されています。
- 公園や学校等の公共施設緑地は、災害時の一時避難場所として位置付けられています。
- 斜面樹林地の下部には寺社が多く分布するほか、かつての別荘邸宅や保養所として建てられた比較的まとまった敷地が点在していますが、宅地開発等による緑の減少が懸念されています。
- 住宅地内に植樹された樹木が長年の成長によって越境し、通行に支障が出ている場所が散見されます。

◎エリア別イメージ 市街地



- 県道森戸海岸線沿道は、町の中心的な商店街が形成されています。
- 三ヶ岡山の北部は漁村から発展した市街地であるため道路幅員が狭く、木造住宅が密集しているものの、小径が形成する緑豊かな落ち着いた住環境を形成しています。
- 海岸沿いには御用邸を中心に古くから別荘邸宅や保養所が建てられ、屋敷林が醸し出す独特の風格ある環境が特色となっています。

■市街地エリア 緑の施策方針

－ 風格のある緑豊かなまちづくり －

- 町民が身近に自然を感じることが出来る公園等の維持管理を行うとともに、市街地内の緑化の取組みを継続し、葉山らしい風格を感じることが出来る緑豊かなまちづくりを進めます。

■緑地の配置及び施策展開の方針

<環境保全>

- 緑豊かな街並みを形成する上で重要な役割を果たしている葉山緑地などのトラスト緑地や、大正公園緑地などの町有緑地については、市街地内に点在するまとまりのある樹林地として適切に維持・保全します。

主な 推進施策	(7)大正公園緑地の活用手法の検討、(27)町民、事業者と協働で行う活動
------------	--------------------------------------

<レクリエーション>

- 都市公園の役割を果たしている市街地内の公園・広場は、今後とも維持するとともに、社会情勢の変化やニーズに応じて機能強化を検討します。
- 市街地から容易にアクセスが可能な町有緑地について、気軽に自然にふれることができるよう、散策路の整備など緑地の利活用に努めます。

主な 推進施策	(9)町有緑地、公園における危険木、支障木への対応、(18)都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、(19)広場・公園等の維持管理、(20)公共施設の緑化
------------	--

<防災>

- 災害時の避難地として総合公園等を配置します。また、災害時に一時避難所となる公園・広場については、防災に配慮した整備に努めます。なお、避難場所となる施設では、葉山らしい景観に配慮しつつ、火災の遅延機能を高めるため、耐火性の高い樹木の植栽に努めます。
- 住宅地における空き地については、防災上適切な管理がなされるよう指導に努めます。

主な 推進施策	(8)異常気象、荒廃化へ適応する緑地管理のあり方検討、(18)都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討
------------	---

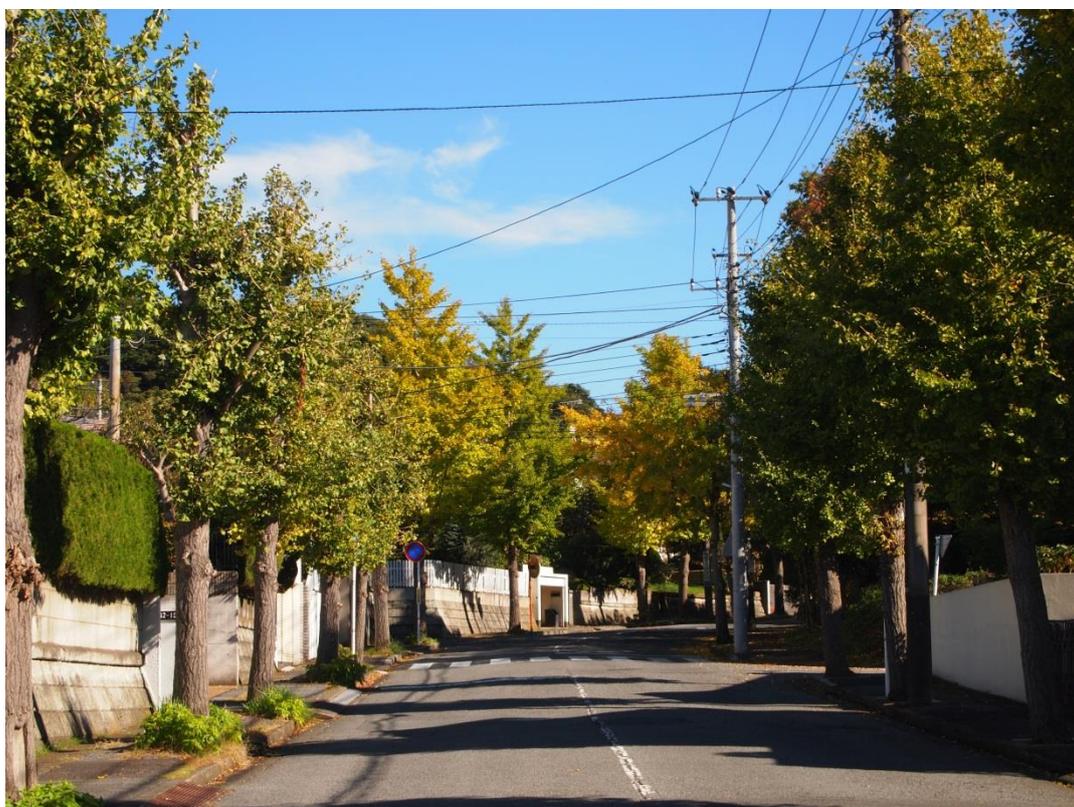


南郷上ノ山公園

<景観構成>

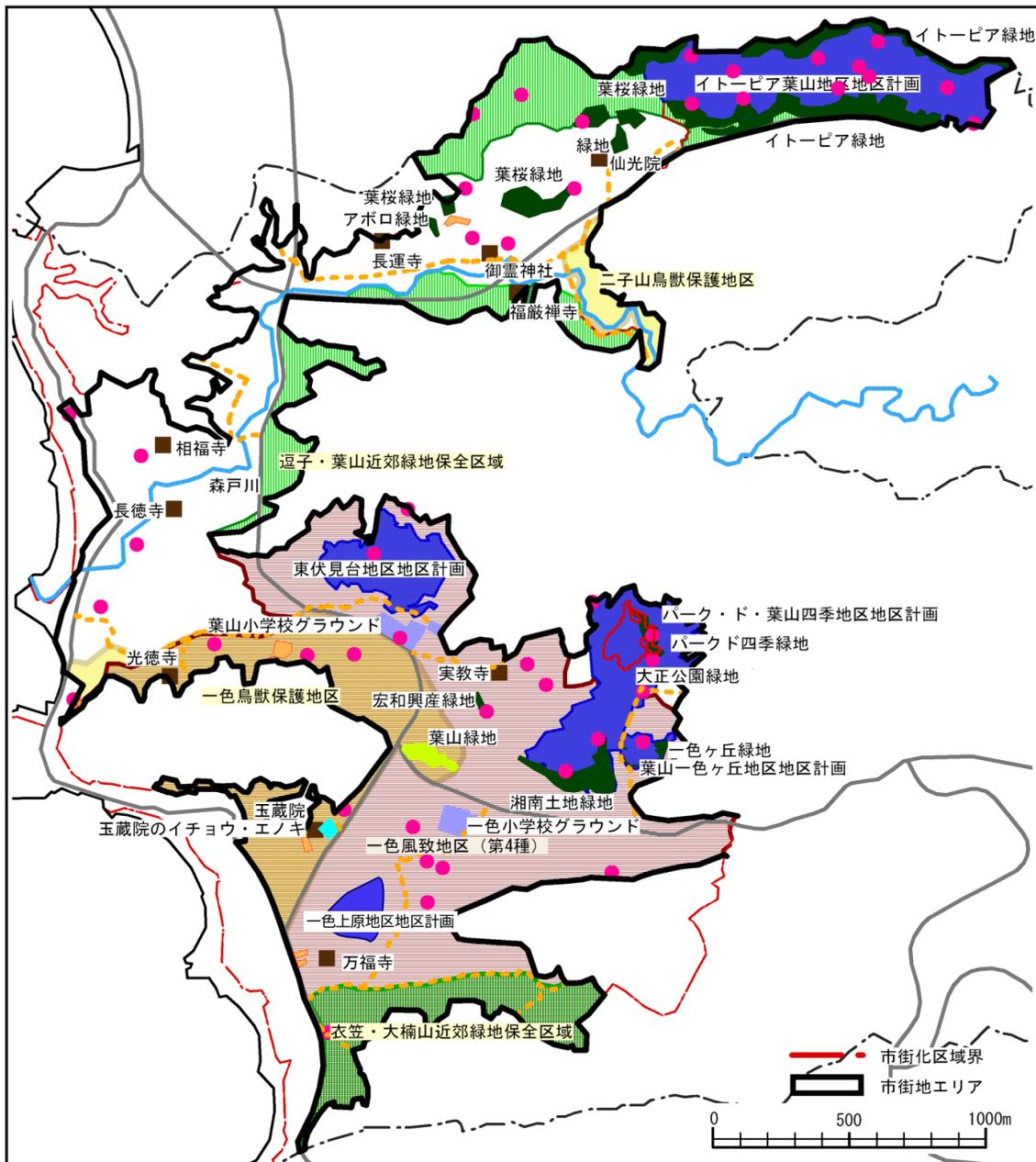
- 葉山町まちづくり条例（平成 14 年葉山町条例第 17 号）に基づき、開発事業の規模に応じて、既存樹木等の保全や一定基準の緑地又は植栽地の確保を図り、みどり豊かな都市環境の形成を図るとともに、開発行為など都市的土地利用により自然環境等に与える影響を評価する仕組み（ミニアセスメント）の調査・研究を進めます。
- 住宅地内の樹林・樹木は、小規模であっても周囲の丘陵地と一体となって緑豊かな住環境を形成するなど、良好な街並み景観を形成する貴重な緑である場合があります。こうした屋敷林等については、緑地保全契約制度の要件緩和などにより、維持されやすい環境を整える検討を進めます。
- 町内（自治）会や団地単位など、地域住民と町が協働で推進する緑化制度の検討を進めます。
- 街路樹や植樹帯は、良好な都市景観の形成や防災上の観点から重要であるため、現存する街路樹・植樹帯の維持に努めます。
- 住宅地内に植樹された樹木の越境によって近隣住民の生活に支障を与えることがないように継続的な管理を促進します。

主な 推進施策	(6)葉山町緑地保全契約の継続、(11)民有地における緑の管理促進・支援、(14)沿道緑化の推進、(17)葉山町まちづくり条例に基づく緑化指導、(27)町民、事業者と協働で行う活動
------------	--



イトーピア葉山地区 地区計画区域

【市街地エリア緑地計画図】



凡例	
	都市公園(計画)
	児童遊園等
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)
	河川
	町有緑地
	トラスト緑地
	民間施設緑地
	緑の散歩道
	首都圏近郊緑地保全区域
	風致地区
	鳥獣保護区
	保安林
	地区計画区域
	町指定 史跡・天然記念物

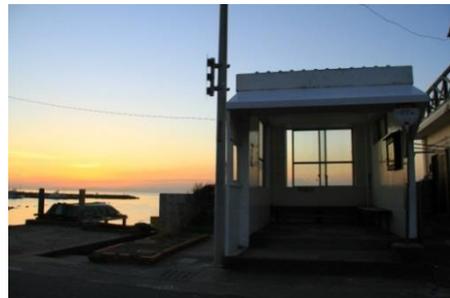
※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

(5) 海辺エリア

■概況

- 相模湾岸の緩やかな曲線を描く砂浜とマツ林越しの富士山の眺望は、葉山らしい特色ある海辺の景観をつくり出しています。中でも、森戸神社周辺や長者ヶ崎は、かながわの景勝 50 選に選ばれる景勝地となっています。
- 海岸線は、砂浜と岩礁が入り組むなど変化に富んでおり、クロマツ等と調和して美しい海岸景観を構成しています。
- 長者ヶ崎は、特徴的な海浜植生が見られるなど、豊かな自然を維持しています。
- 芝崎海岸及び周辺水域は「芝崎ナチュラルリザーブ」*として町の天然記念物に指定され、三浦半島でも数少ない自然海岸として、様々な海洋生物が観察されています。
- 近年、クロマツの線虫による枯れマツが目立ち、景観保全の観点から対策を講じる必要があります。
- かつて、海岸近くには保養所や別荘邸宅が並び、屋敷林が背後の斜面樹林地と調和して、葉山らしい風格のある景観を形成していましたが、宅地開発等により周辺の景観が変わりつつあります。

◎エリア別イメージ 海辺



- 町天然記念物に指定された芝崎ナチュラルリザーブに代表される良好な自然環境を維持しています。
- 磯や緩やかな曲線を描く砂浜と海岸線のマツ林を前景とする富士山への眺望が「葉山らしい」特色ある景観となっています。
- 森戸神社周辺や長者ヶ崎の景勝地等が「かながわの景勝 50 選」に選ばれています。
- 海岸には古くから漁港や海水浴場、マリーナ等の海浜レクリエーション施設があり、観光拠点として利用されています。

■海辺エリア 緑の施策方針

－ 砂浜と岩礁が織りなす趣のある緑の形成 －

- 遠く富士を望み、クロマツ等と調和した砂浜と岩礁が交互に織りなす美しい海岸景観や、特徴的な海浜植生を保全するとともに、調和のとれた海浜レクリエーションの場としての利活用を図るなど、葉山らしい趣のある緑の景観形成を図ります。

■緑地の配置及び施策展開の方針

<環境保全>

- 風致の維持や自然環境の保全の観点から、海岸区域の砂浜や海浜植生、海沿いのクロマツ等の緑を保全します。
- 「芝崎ナチュラルリザーブ」については、三浦半島でも数少ない自然海岸として保全を図るとともに、観察・調査・研究の場として活用しながら、町の貴重な財産として継承します。

主な 推進施策	(13)風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進、(15)史跡・天然記念物の保全の継続、(20)公共施設の緑化
------------	---

<レクリエーション>

- 葉山しおさい公園は、葉山御用邸や県立葉山公園と一体となって葉山らしい海辺の景観を構成しており、自然性を有する公園として、引き続き園内の整備や維持管理します。
- 葉山しおさい公園内にあるしおさい博物館については、海浜部の自然観察や体験学習の拠点として、県立近代美術館葉山及び近接施設と連携を図りながら、町民のみならず町外からの観光客も利用する拠点とします。
- 海岸は、自然に親しむ場や海辺の多様なレクリエーションの場としての利活用を図ります。

主な 推進施策	(18)都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、(19)広場・公園等の維持管理、(20)公共施設の緑化
------------	--

<防災>

- 海岸線のクロマツ等は、美しい海岸線の景観を形成するのみならず、飛砂防備や防風・防潮等の効果を持つ重要な樹木であることから、県と連携しながら、海岸沿いの公園や施設内に残るマツ林を保全します。

主な 推進施策	(2)県及び近隣自治体との広域的な連携、(18)都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、(19)広場・公園等の維持管理
------------	--

<景観構成>

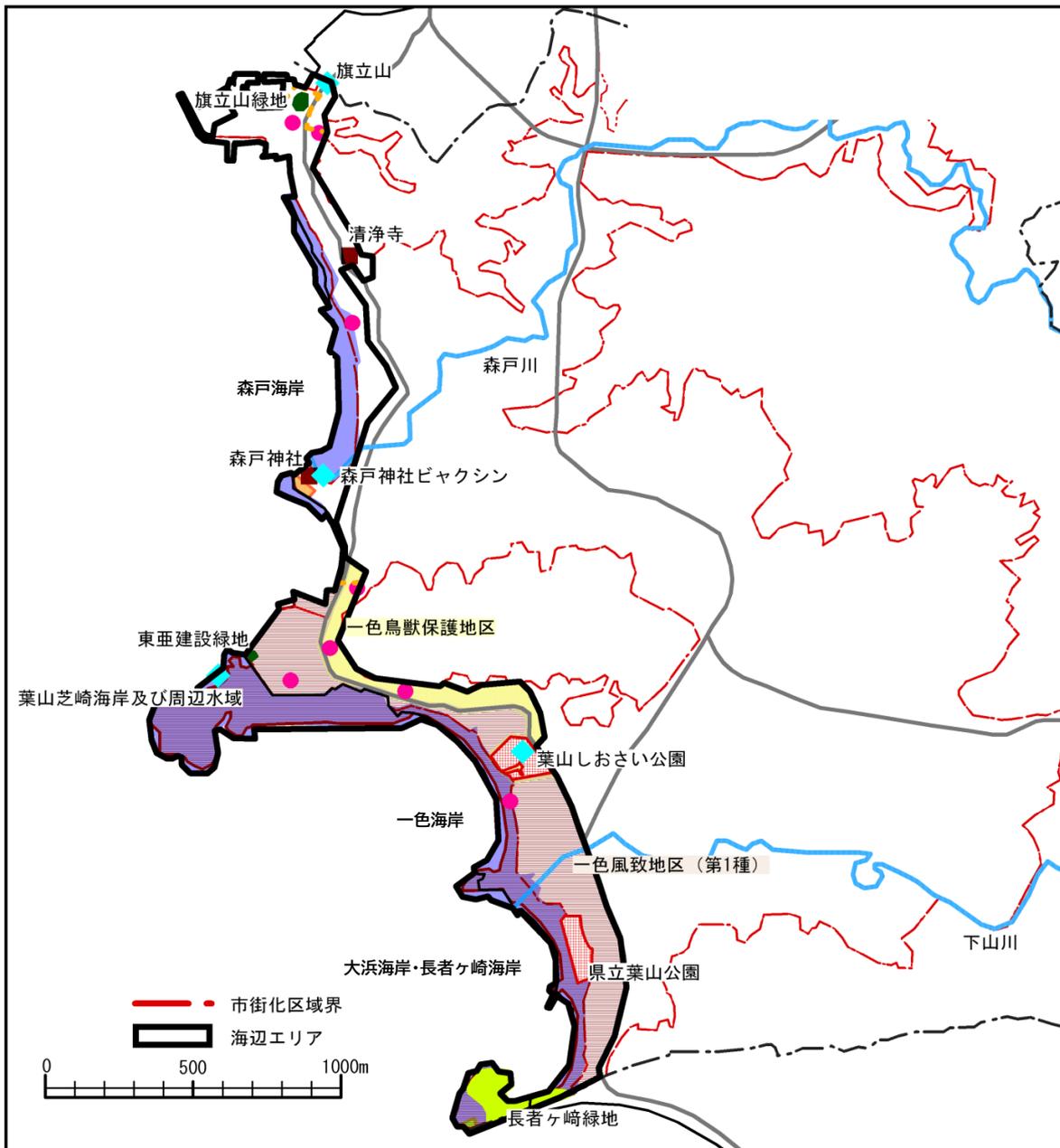
- 岩礁や砂浜、クロマツ林等が構成する葉山らしい海辺の景観を保全します。

主な 推進施策	(20)公共施設の緑化、(27)町民、事業者と協働で行う活動
------------	--------------------------------



森戸神社の千貴松

【海辺エリア緑地計画図】



凡例			
	都市公園		民間施設緑地
	児童遊園等		緑の散歩道
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)		風致地区
	河川		鳥獣保護区
	町有緑地		保安林
	トラスト緑地		町指定 史跡・天然記念物

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

第6章 推進体制・進行管理

1. 推進体制

本計画の効果的な推進をするためには、町が国や県、近隣自治体と連携しながら進めるとともに、町民や関係団体、事業者も主体的に取り組むを進めることが求められます。そのため、各主体の役割を明確にし、役割分担しながら相互に連携して取り組むことを働きかけていきます。

(1) 行政の役割

- 本計画に基づき、各施策を積極的に推進すること
- 町民や関係団体、事業者との関係構築を図り、それぞれが推進する活動の調整役を担うこと
- みどりに関する情報の発信を行い、普及啓発、人材育成に努めること

(2) 町民の役割

- みどりへの関心や理解を深め、家庭や地域において積極的に緑化活動に取り組むこと
- 自らが緑化活動の主体として、活動を広げていくこと
- 身近な公園などの緑を地域で育てていくこと

(3) 関係団体の役割

- 緑地保全及び緑化推進活動のけん引役として、町民や事業者の活動を支援すること
- 地域や活動内容を限定せず、積極的に活動を展開すること

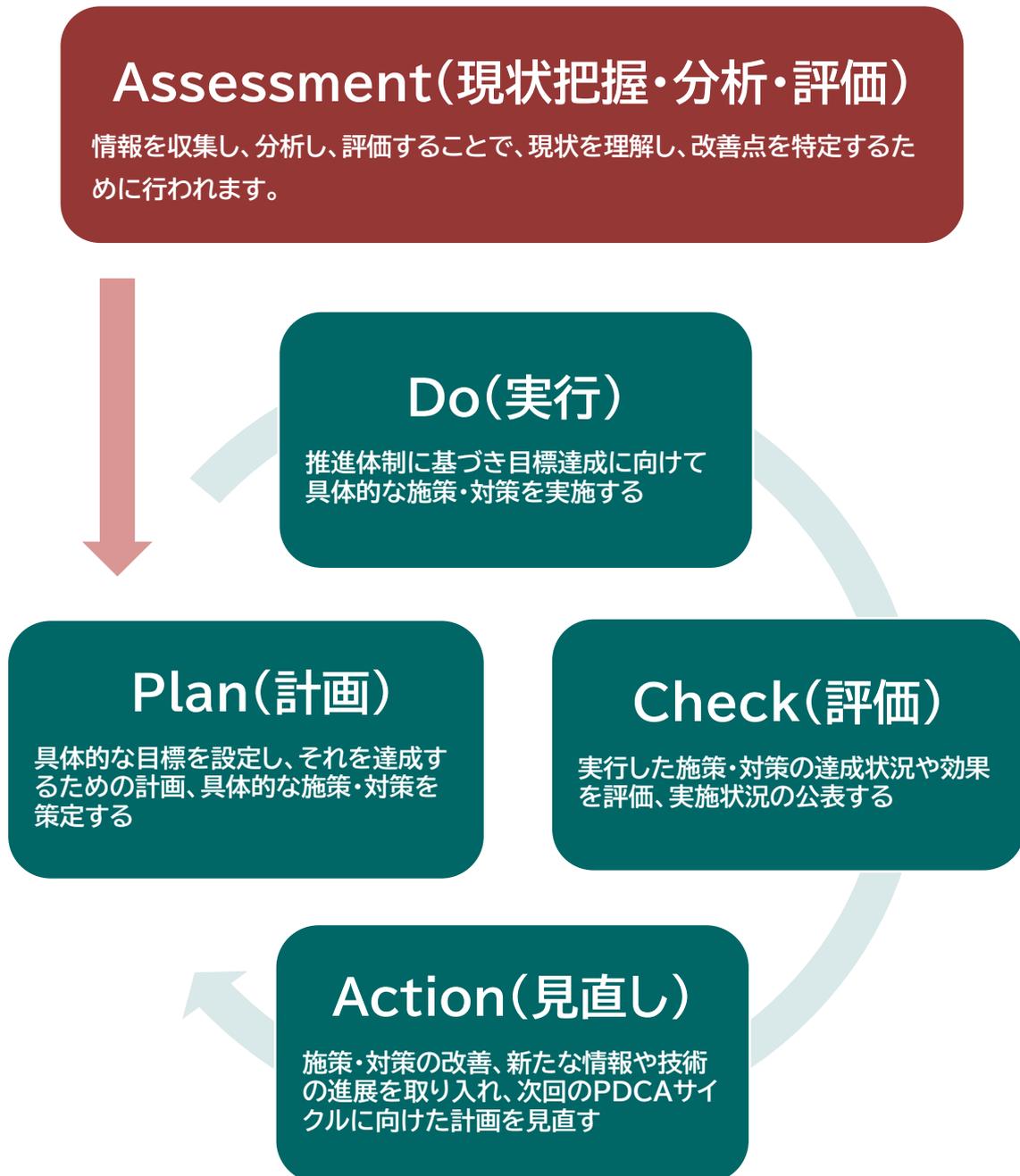
(4) 事業者の役割

- 緑地保全及び緑化推進などに係る法令等を遵守すること
- 事業所の積極的な緑化の推進や保全に取り組むこと
- 地域のみどりに関わる活動に積極的に参加するなど、地域貢献を積極的に図ること



2. 進行管理

計画の進行管理は、Assessment（現状把握）の結果を基に、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の4つのステップから成る「PDCA サイクル」により、効果的な施策・対策の実施とその結果の評価を行い、継続的に実施します。



用語の解説

あ行	
アセスメント	大規模開発がもたらす環境への影響を、事前に予測・評価すること。1997年に制定された環境影響評価法で、工事規模などに応じて、事業者に実施が義務づけられている調査。環境影響評価。
アダプト制度	ボランティアとなる住民や地元企業が「里親」となり、「養子」にみたて公共施設の清掃や緑化を定期的に行う。
いけがき設置等助成制度	みどり豊かな住みよい環境づくりと防災を目的として、住宅用敷地に新たに「いけがき」を設置しようとする場合、および「いけがき」を設置するためにブロック塀等を撤去する場合に助成金を交付する制度(平成6年4月制定)。
SDGs	Sustainable Development Goals の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されています。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
NPO	Non-Profit Organization の略称で、日本語では「民間非営利団体」「市民活動団体」等をいう。「営利を目的としない」「民間」かつ「公益的」立場から、これまで行政や企業では提供できなかった新しい社会サービスを提供する事業体で、福祉・環境・国際協力・まちづくり等、様々な分野で社会的使命を持った活動を展開している。
オープンスペース	都市や敷地内で、建物の建っていない空地。
か行	
かながわ生物多様性計画 2024-2030	生物多様性基本法に基づき、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(地域戦略)として策定します。 また、地域戦略は、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有する計画として位置付けます。

枯れ松防除補助制度	マツノザイセンチュウ（1ミリメートル程度の線虫）、いわゆる「松くい虫」を起因とした「枯れ松」の被害防止を図るため、伐倒駆除にかかった費用の一部および、松くい虫による枯死を予防するための薬剤の樹幹注入に対する補助を実施する制度。（平成11年4月）
近郊緑地保全区域	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として首都圏近郊緑地保全法により指定される。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域内で特に良好な自然環境を有する地区について、都道府県知事が都市計画に定める地区。地区内においては、原則として樹林に影響を与える行為は禁止となることから永続的に保全することが可能となる。葉山町では三ヶ岡山が指定されている。
国営公園	都市公園法に基づく都市公園の種別のひとつで、国が設置する都市公園。主として一の都府県の区域を超える広域的な利用に供することを目的としたものと、国家的な記念事業等として設置するものがある。
さ行	
里地里山	人の営みと自然環境の調和した一つの空間形式。狭い意味では、薪・炭等の燃料や農業に使う木、落ち葉を得る等、人の生活に関わってきた雑木林や畑、その周辺の田園環境一体をいう。しかし、時代の流れと共に、人々が抱く里地里山のイメージは多様化している。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。市街化を抑制すべき区域は市街化調整区域という。
施設緑地	公園のほか、緑地的機能を有する、公的に担保することができる公共施設や比較的担保性の高い民有地のオープンスペースの総称。
芝崎ナチュラルリザーブ	天然記念物にも指定されている芝崎海岸は、その生物層や環境の多様化から手厚く保護されているエリア。

植林(人口林)	人が植栽によって仕立てた林。スギ、ヒノキ等の針葉樹林や、オオシマザクラ、マテバシイ等の広葉樹林などがある。天然林(植栽等の人為的影響に因らず自然の営力によって成立した林。自然林、二次林の双方が含まれる)の対語。
た行	
地域制緑地	良好な自然的環境の保全や緑化の推進など、土地利用を規制することで緑地の保全と創出を図ることを目的とした制度によって指定された土地の区域の総称。
地区計画	比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態・公共施設の配置などからみて、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために、都市計画法に基づき定められる計画。
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、特定の地域を指定し、捕獲を禁止するとともに、生息環境を守ることにより、野生動物の種を保護する区域。
特定外来生物	外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。
特別緑地保全地区	都市の良好な自然環境を形成する緑地を保全するため、都市緑地法の規定に基づき、風致又は景観が優れているなど一定の要件に該当する緑地を都市計画に定め、行為規制により現状凍結的な保全を図るもの。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市の人口・産業の動向をふまえ、将来像を示し、個々の都市計画を位置付ける役割を持つもので、都道府県知事が都市計画区域毎に定める方針。
都市公園	都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が土地を取得して設置する公園。近隣公園、総合公園などの種別がある。
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした諸制度が定められている。緑の基本計画についても同法を根拠法とする。
トレイルランニング	山や森林にある登山道や林道などを走るスポーツ。

な行	
二次林	自然林を伐採した後に切株からヒコバエ(萌芽枝)や埋土種子等によって成立した林。かつて薪や炭を採るために維持されてきた雑木林は二次林に相当する。自然林の対語。
は行	
葉山町環境基本計画	町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを効果的かつ効率的に進めるための計画。
葉山町まちづくり条例	全ての人々が、町の環境保全と創造に貢献できる、潤いと活力を実感できる「まち」をつくるため、「協働によるまちづくり」「開発事業の手続き」「紛争の調停」を柱として、まちづくりの基本的な仕組みやルールを定めたもの。(平成14年7月)
葉山町緑地保全契約	市街化区域内に存する500㎡以上の一団の緑地に対し、10年間の保全契約を所有者と町とが締結する制度。保全緑地所有者に対して緑地保全奨励金が交付される。
ビオトープ	単に植物があるだけでなく、特定の生物が生息することができる環境をもつ空間。
風致地区	自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など、都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために定められる地区。風致地区内において建築物の新築や宅地の造成等の行為を行う場合は、葉山町風致地区条例により、町長の許可が必要となる。自然環境や土地利用の状況から第1種から第4種に区分され、葉山町においては第1種と第4種が指定されている。この内、第1種風致地区は特に優れた景勝地、史跡、公園等の緑を主体とし、その保全を図る必要がある地区に指定され、三ヶ岡山及び海岸部に指定されている。
ふるさと葉山みどり基金	町内に残された緑地を町民共有の財産として保存するため、良好な緑地の買い入れ・緑地などの維持管理に充てる基金として昭和63年に設置された。

保安林	水源の涵養・土砂の流出・その他の災害の防備・レクリエーションの場の提供など森林の持つ特定の機能を高度に発揮させるために森林法に基づいて指定された森林。
ま行	
ミニアセスメント	簡易な環境アセスメント。開発を行う際、その事業の影響について調査の実施が義務付けられているが、規模が小さいものについては、調査の対象となっていない。規模は大きくないものの、周辺住民へ影響の与える場合には、生活環境影響を事前に予測・評価すること。生活環境影響調査。
ら行	
落葉広葉樹	構成する樹木がコナラやケヤキなどの広葉樹の樹林。常緑広葉樹(スダジイ等、年間を通じ葉群を維持。)の対語。
緑地	樹林地、草地、水田・畑地などの自然的環境を有するまとまった土地や、公園やグラウンドなどレクリエーションや休養等に利用される土地の総称。
緑被率	一定の区域において、樹木、芝、草花など植物によって覆われた部分の土地(樹木の場合、樹冠を水平面に投影した土地)が占める割合。本計画では、樹林地、草地、水田・畑、緑の多い住宅地等を緑被として算出。

改定 葉山町緑の基本計画

編集・発行 葉山町環境部環境課

〒240-0192 葉山町堀内 2135

(TEL) 046-876-1111 (内線 452)

発行年月 令和 8 年 3 月